

第5次山口県男女共同参画基本計画 (素案)

令和2年(2020年)12月

山 口 県

目 次

第1章 計画策定に当たって

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の性格と役割 | 1 |
| 3 | 計画の期間 | 1 |

第2章 計画策定の背景

- | | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 1 | 「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化 | |
| (1) | 人口問題 | 2 |
| (2) | 労働環境をめぐる状況 | 6 |
| (3) | 仕事と子育て等の両立をめぐる状況 | 8 |
| (4) | 女性の活躍に関する状況 | 9 |
| (5) | 男女間の暴力に関する状況 | 11 |
| 2 | 「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き | |
| (1) | 国の動き | 12 |
| (2) | 本県の動き | 15 |
| 3 | 男女共同参画に関する県民の意識 | 16 |
| 4 | 男女間の暴力に関する県民の認識等 | 28 |

第3章 第5次山口県男女共同参画基本計画の基本目標

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 計画の目指す方向 | 33 |
| 2 | 計画の構成 | 33 |
| 3 | 改定計画における3つの基本目標の考え方 | 34 |
| 4 | 施策体系 | 35 |

第4章 計画の重点項目

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

- | | | |
|-------|------------------------------|----|
| 重点項目1 | あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 36 |
| 重点項目2 | 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 | 39 |
| 重点項目3 | 地域における男女共同参画の推進 | 44 |

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

- | | | |
|-------|-----------------------|----|
| 重点項目4 | 男女共同参画の推進に向けた意識の改革 | 47 |
| 重点項目5 | 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 | 50 |

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目 6	男女間における暴力の根絶	52
重点項目 7	生涯を通じた男女の健康の支援	55
重点項目 8	みんなが安心して暮らせる社会づくり	58

第5章 計画の推進 61

○第5次山口県男女共同参画基本計画の指標一覧	63
------------------------	----

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

県では、2000（平成12）年10月に施行した「山口県男女共同参画推進条例」及び2002（平成14）年3月に策定した「山口県男女共同参画基本計画」（2007年、2011年、2016年改定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の推進に、県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組んできました。

さらに、第4次基本計画（2016（平成28）年策定）では、国において2015（平成27）年制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という）の都道府県推進計画にも位置付け、女性活躍に係る施策の推進もあわせて、積極的に進めてまいりました。

これまでの取組により、事業所の管理職に占める女性割合が増加し、固定的な性別役割分担意識は改善の傾向にあるものの、男女の地位の平等感については、多くの分野で男性の方が優遇されていると感じている割合が高いなど、依然として不平等感が強いことがうかがえます。

また、人口減少・少子高齢化の進行、家族形態の変化、非正規労働者の増加、国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行、女性活躍推進法の改正、配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、近年の男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、基本計画の取組の検証及び見直しを実施するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「山口県男女共同参画推進条例」に基づき策定するとともに、「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画として位置付けます。

また、本県の県政運営の総合的な指針である「やまぐち維新プラン」の分野別計画として位置付け、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」、「山口しごとプラン」などの本県の男女共同参画に関連する計画等と密接に連携しながら施策を推進することとし、次のような役割を担うこととします。

- (1) 県においては、市町と一体となって、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- (2) 市町に対しては、男女共同参画に関する施策推進の共通指針として、県と一体となった取組の推進を期待します。また、国の男女共同参画基本計画とともに、市町男女共同参画計画の基準となることを期待します。
- (3) 県民、関係機関・団体、事業者に対しては、この計画の推進について理解と協力を求め、その自主的な活動を期待します。
- (4) 県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組む計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化

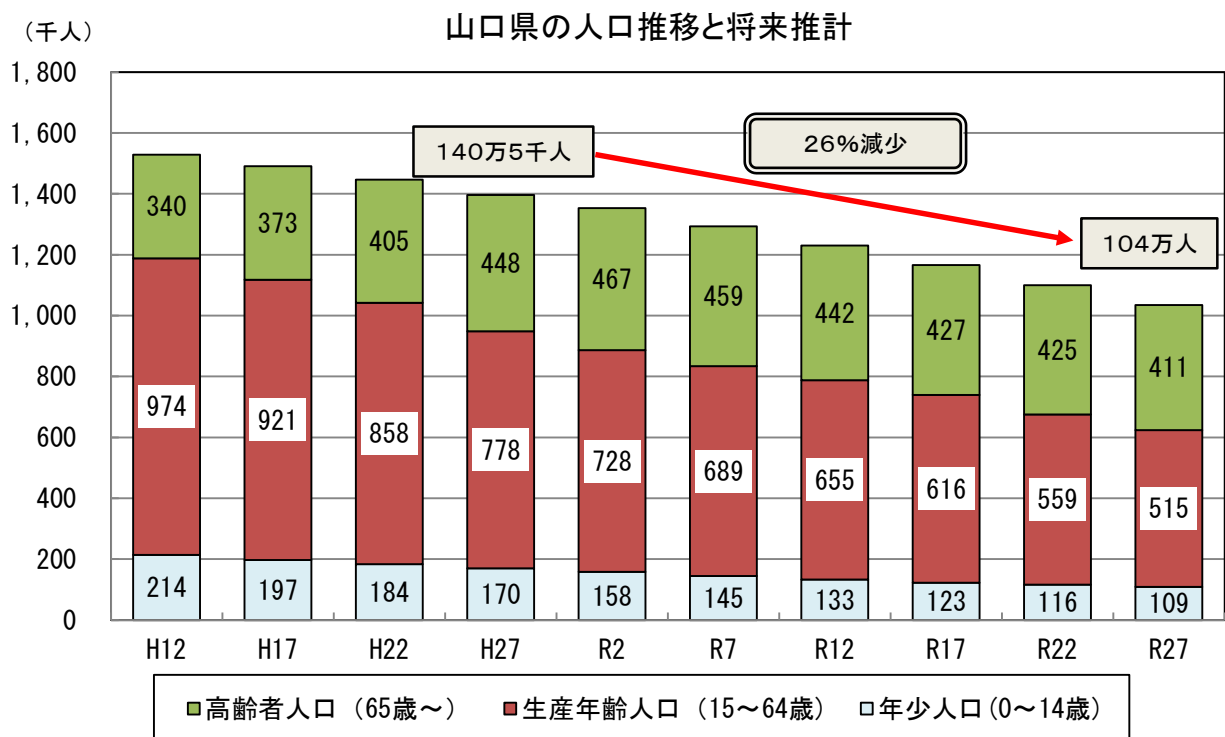
(1) 人口問題

① 人口の減少

本県の人口は、1985（昭和 60）年以降減少を続け、2015（平成 27）年では 140 万 5 千人まで減少しています。

また人口減少率はさらに拡大し、2015（平成 27）年から 2045（令和 27）年までに約 37 万人（26%）減少する見込みです。

就職や進学等を理由に若い世代が県外に流出するなどの社会減に加え、出生数の減少による自然減により、人口減少に歯止めがかからない状況になっています。

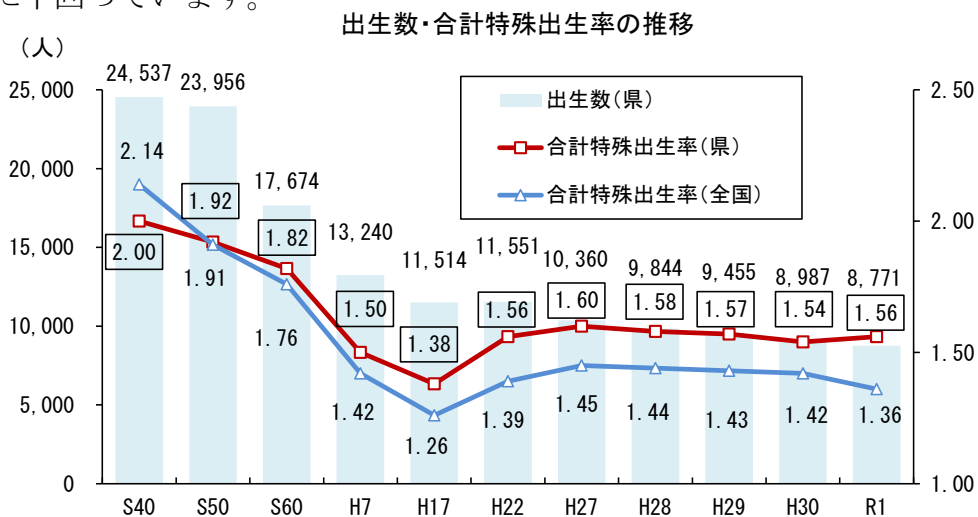


[資料]平成 27 年以前：国勢調査、令和 2 年以降：国立社会保障・人口問題研究所

② 少子化の進行

本県の出生数は減少傾向が続き、2019（令和元）年に生まれた子どもの数は8,771人となり、1985（昭和60）年（17,674人）より、約50%減少しています。

また、2019（令和元）年の合計特殊出生率についても、1.56と全国平均の1.36を上回っていますが、人口置換水準（人口を維持していくために必要な水準）の2.07を大幅に下回っています。

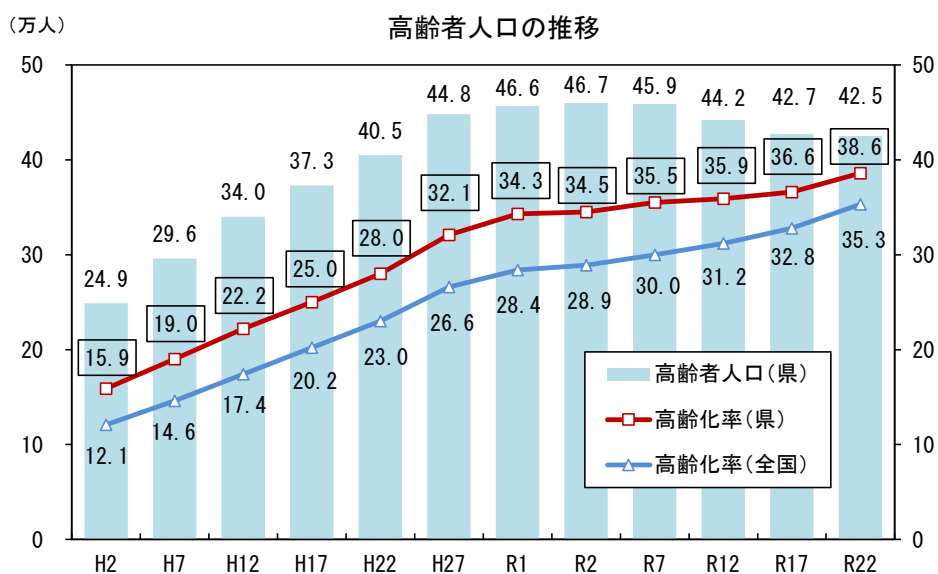


[資料]人口動態統計

③ 高齢化の進行

本県の高齢化率（65歳以上の高齢者の総人口に占める割合）は、2019（令和元）年には34.3%（全国28.4%）と、全国に大きく先行して高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の高齢者人口は2020（令和2）年をピーク（46万7千人）に緩やかに減少に転ずることが予想されていますが、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少が大きいことから、2040（令和22）年には高齢化率が38.6%となり、今後一層の高齢化が進むことが予測されています。



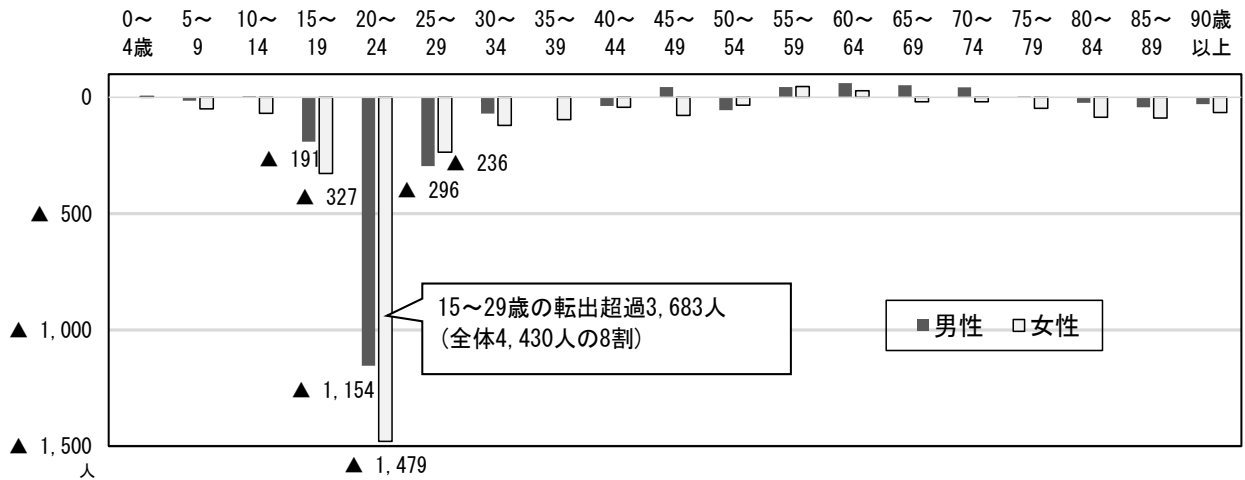
[資料]平成27年以前：国勢調査、令和元年：推計人口、令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所

④ 女性、若者を中心とした県外への流出

本県では、15歳から29歳の若者の県外への転出が顕著であり、特に、女性の転出が男性を上回っています。

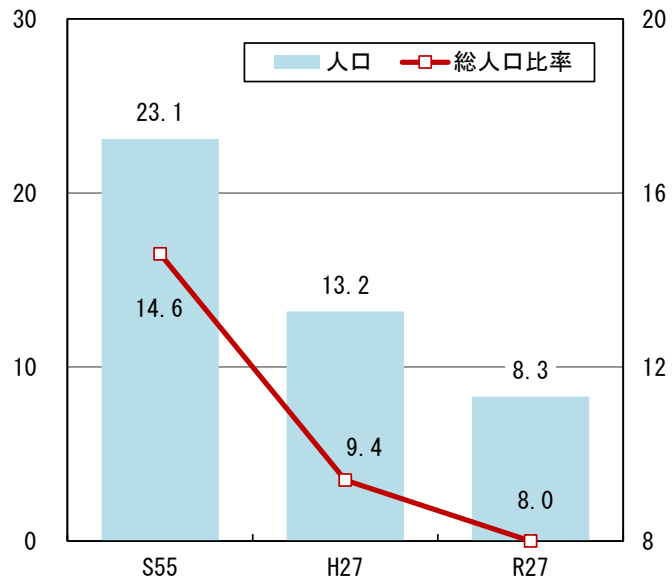
また、20歳から39歳の女性の人口は2015（平成27）年時点で、1980（昭和55）年と比べて約43%減少し、2045（令和27）年には更に約37%減少する見込みであり、全国に比べて、減少幅が大きくなっています。

山口県における年齢別人口の社会増減の状況



[資料] 令和元年住民基本台帳人口移動報告

(万人) 20~39歳の女性人口の推移 (山口県) (%)

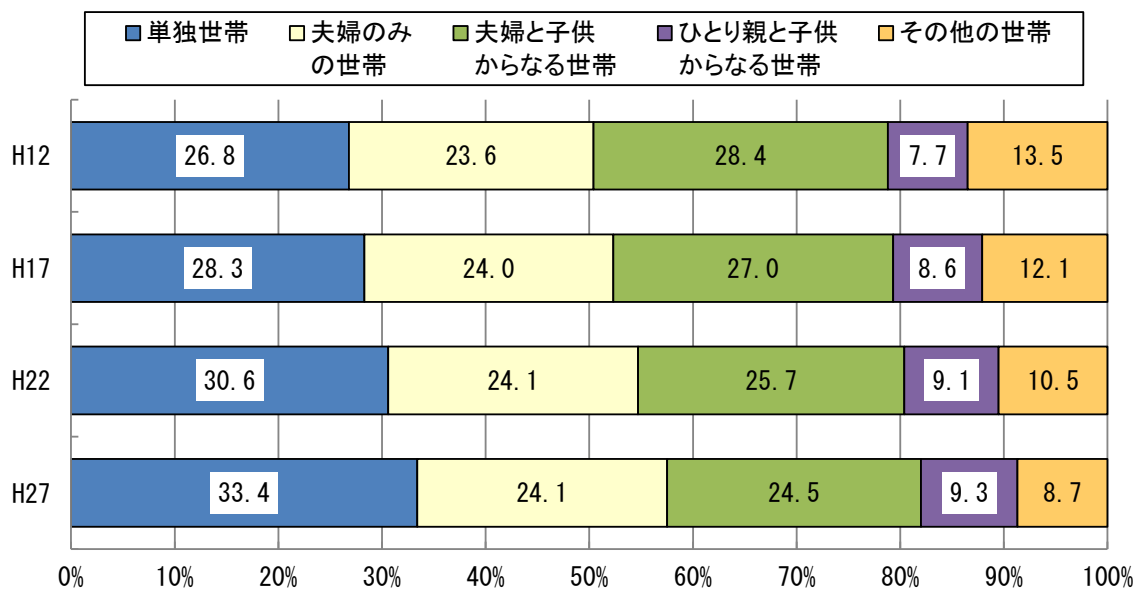


[資料] 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

⑤ 家族形態の変化

本県では、1世帯当たりの平均人員が減り続けており、単独世帯やひとり親世帯が増加するなど家族形態が変化しています。

一般世帯の家族類型別割合の推移(山口県)



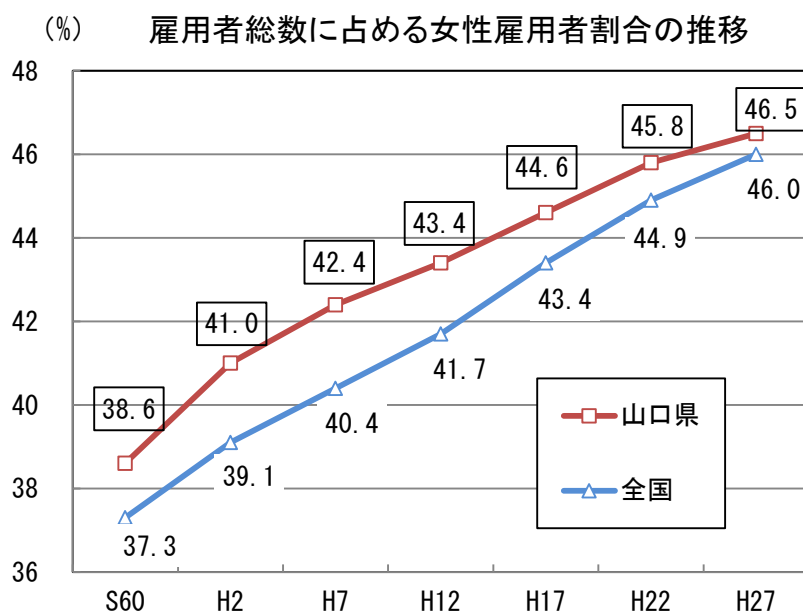
[資料] 国勢調査

(2) 労働環境をめぐる状況

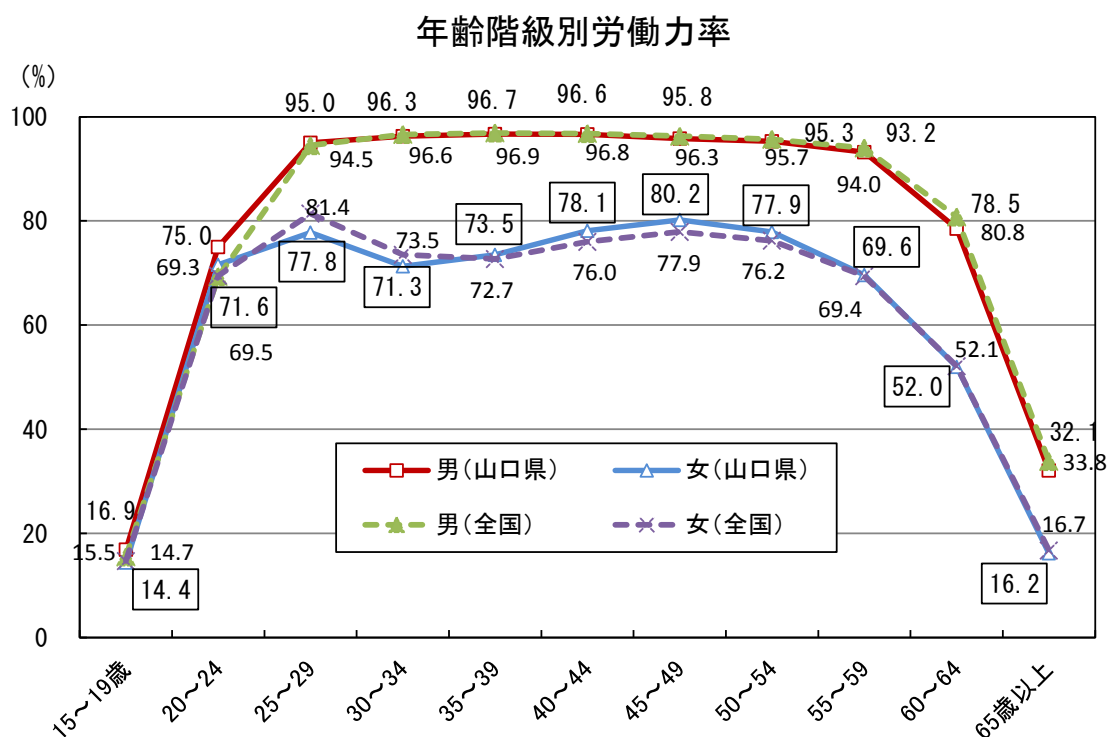
① 女性の就業をとりまく環境

近年、社会経済情勢が大きく変化する中、社会参加意識の高まりなどにより、本県の雇用者に占める女性の割合は増えています。

本県の女性の年齢階級別の労働力率は、20歳代後半から低下し、30歳代前半を底に、40歳代後半まで上昇するなど、全体としてM字カーブを描いており、近年、そのM字カーブは改善傾向にあるものの、多くの女性が、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育て等が一段落した段階で、再び就業している状況がうかがえます。



[資料] 国勢調査



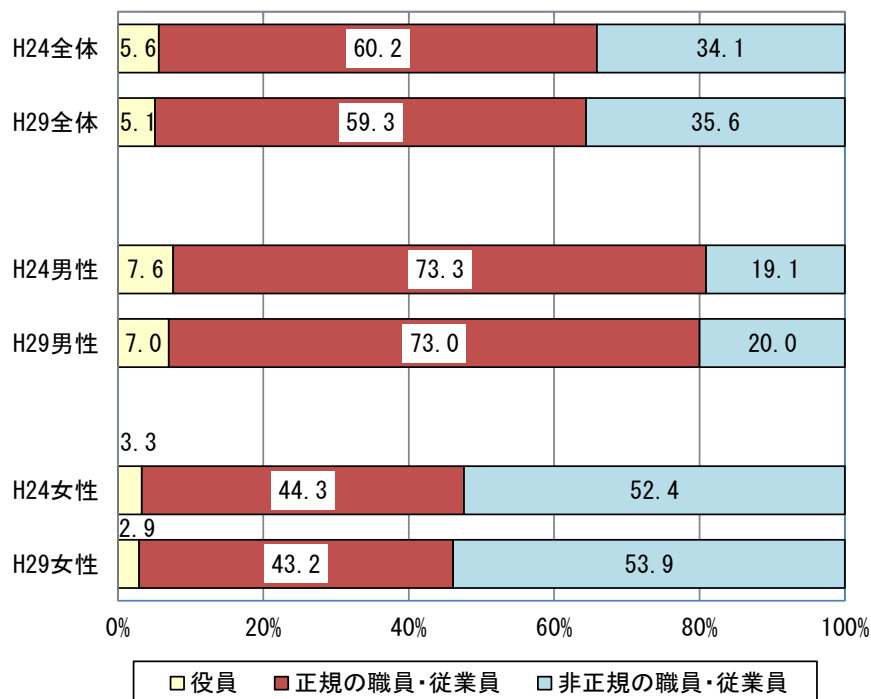
[資料] 平成27年国勢調査

② 雇用をとりまく環境

本県の雇用形態をみると、男女とも正規の職員・従業員の割合が低下し、パート・アルバイトなど非正規雇用の割合が上昇しています。

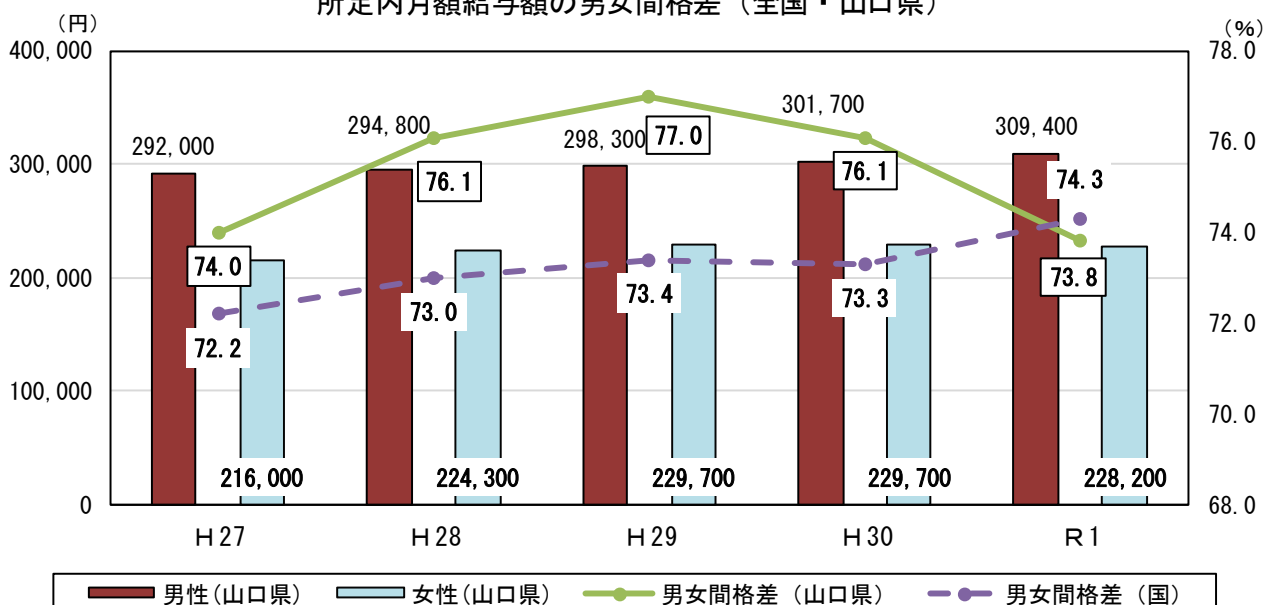
また、男性と女性の給与水準を比較すると、全国、本県とも、男性の給与水準と比べて女性の給与水準は約7割程度の状況が続いています。

雇用形態別の割合(山口県)



[資料] 平成 24 年，平成 29 年就業構造基本調査

所定内月額給与額の男女間格差 (全国・山口県)



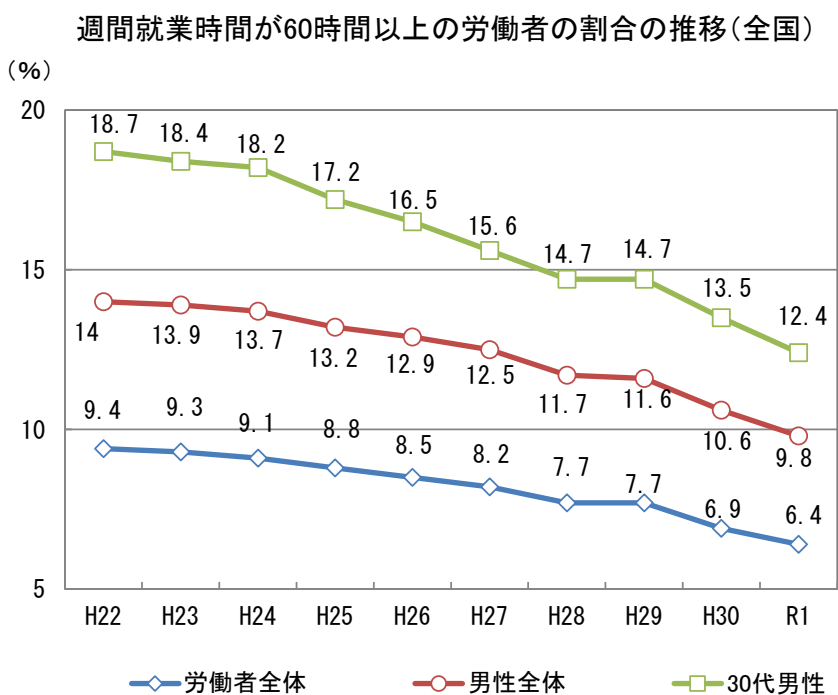
[資料] 賃金構造基本統計調査

※男性の一般労働者を 100 とした場合の女性の一般労働者の給与水準
(注)短時間労働者を除く

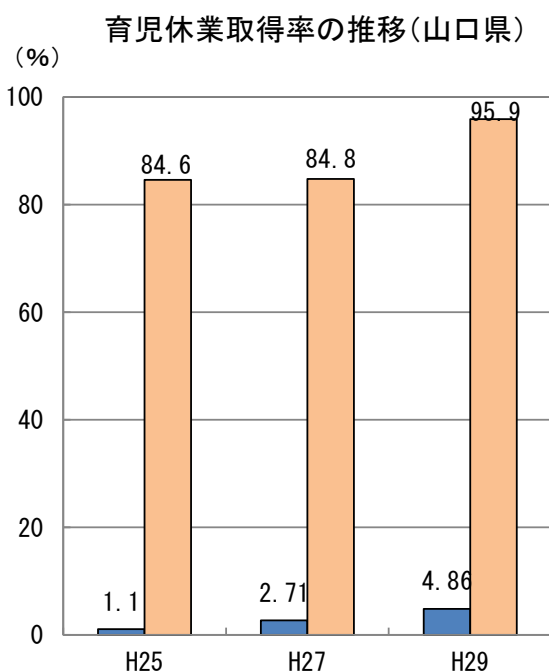
(3) 仕事と子育て等の両立をめぐる状況

「労働力調査」(総務省)によると、2019(令和元)年における週間就業時間が60時間以上の労働者の割合は6.4%と減少傾向にはありますが、特に子育て世代に当たる30歳代男性では12.4%と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態が見られます。

また、本県の男性の育児休業取得率は、上昇傾向にあるものの、女性と比較すると依然として低い状況にあり、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間も、女性と比較するとかなり少ない状況です。

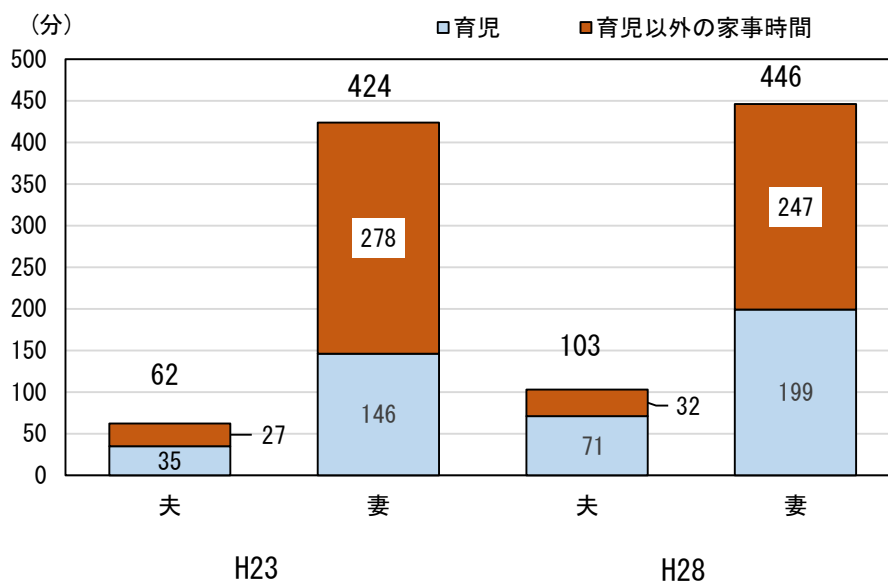


[資料] 労働力調査



[資料] 県雇用管理実態調査および県働き方改革実態調査

6歳未満の子どもを持つ夫婦の育児・家事関連時間※（山口県）



※1日あたりの合計時間（週全体平均）、育児以外の家事時間は、家事、介護・看護、買い物

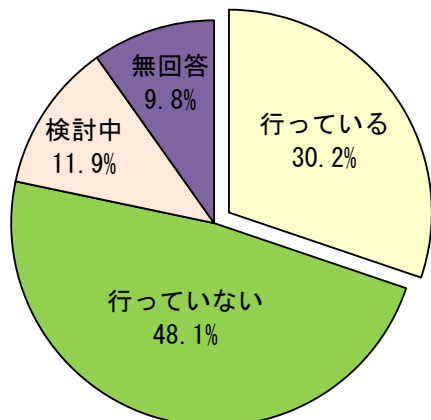
〔資料〕社会生活基本調査

(4) 女性の活躍に関する状況

本県では、ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合は、約3割にとどまっていますが、取組内容の管理職登用について、事業所の管理職に占める女性割合を役職別にみると、各役職において、年々増加しています。

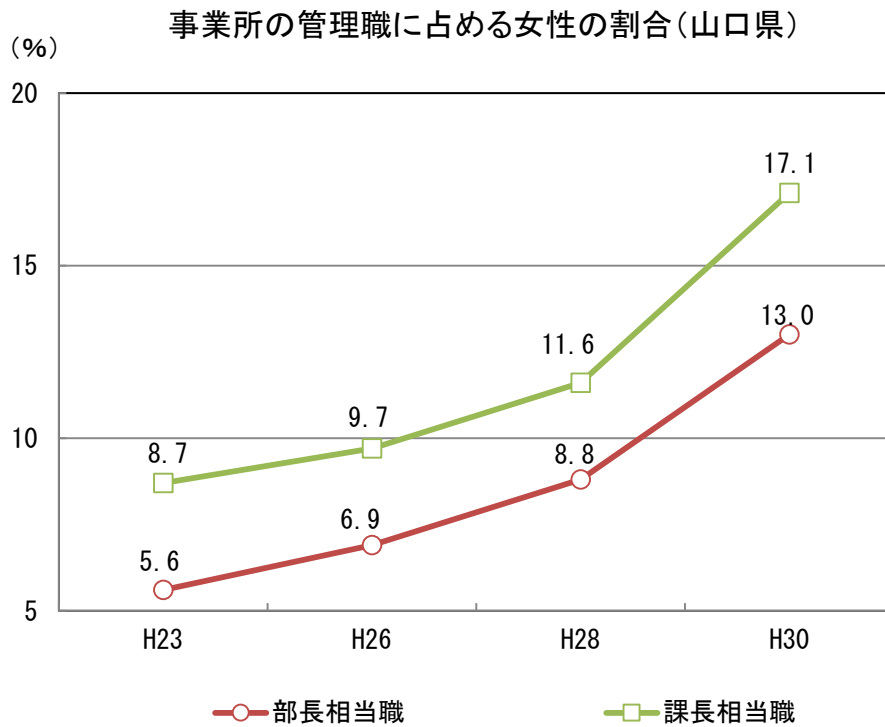
また、県職員の課長級以上に占める女性職員の割合も年々増加しています。

ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合（山口県）

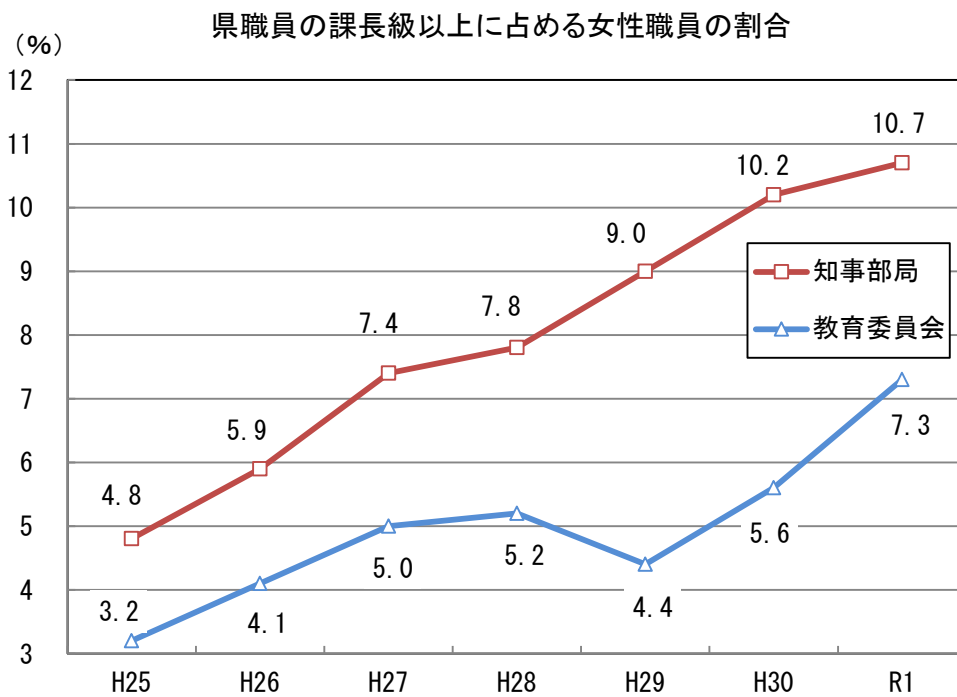


取組内容(複数回答)上位4項目	割合
女性の管理職登用	53.6%
パート・アルバイト等から正社員への登用	50.0%
女性の採用拡大	43.2%
女性の職域拡大	37.2%

〔資料〕平成30年度県働き方改革推進実態調査



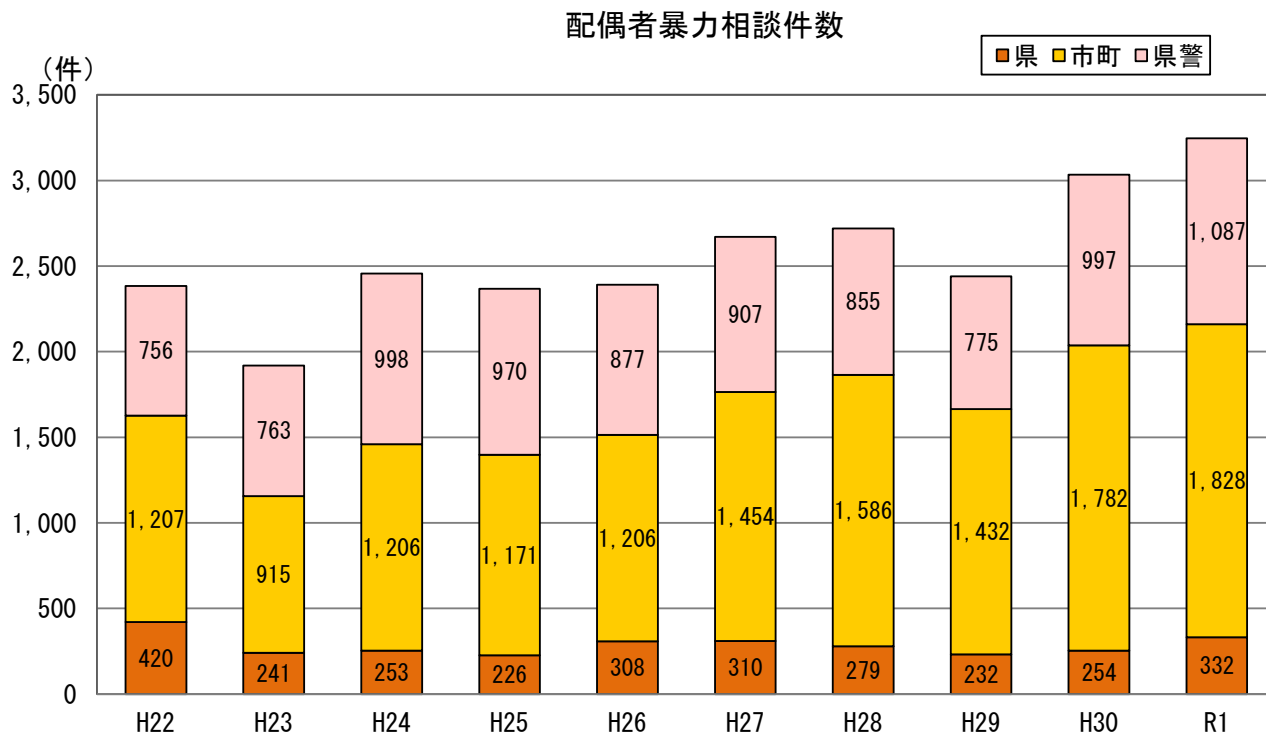
[資料] 県雇用管理実態調査および県働き方改革推進実態調査



(5) 男女間の暴力に関する状況

① 配偶者からの暴力相談件数

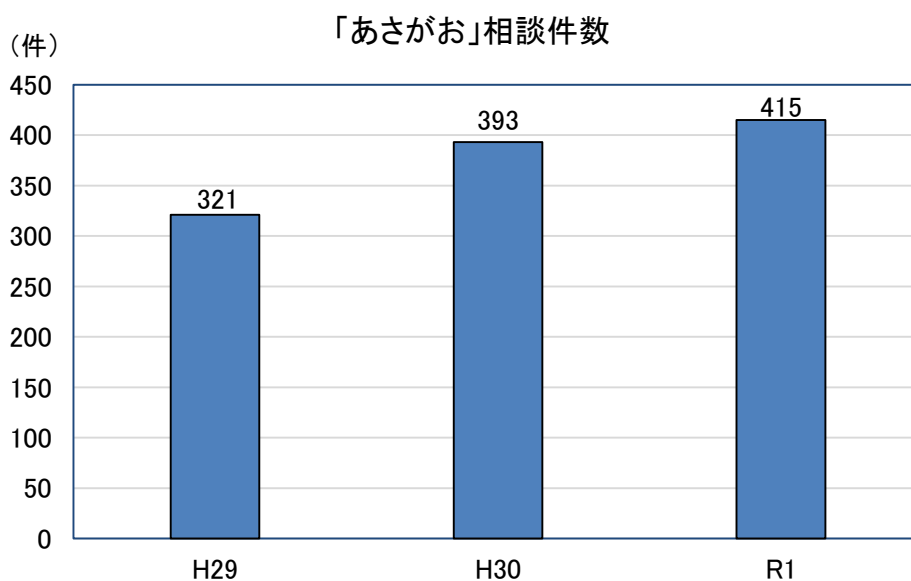
県男女共同参画相談センターや、市町における相談窓口、県警察本部（各警察署受付分含む）で受け付けた相談件数は増加傾向にあります。



[資料] 男女共同参画課、県警人身安全対策課調べ (注) 県警のデータは暦年

② やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数

2017（平成29）年1月に開設した性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数は年々増加しています。



[資料] 県男女共同参画相談センター

2 「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き

(1) 国の動き

①「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が2019（令和元）年5月に成立し、2020（令和2）年4月から施行されました。（対象企業の拡大については2022（令和4）年4月施行）

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、2018（平成30）年5月に施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。

③「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上の子供の年次有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が2019（平成31）年4月から施行されました。（中小企業の「時間外労働の上限設定」は、2020（令和2）年4月施行）

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2年4月から施行されました。（中小企業は、2021（令和3）年4月施行）

④「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、2017（平成29）年1月に施行されました。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、2020（令和2）年6月に一部施行されました。

⑤ 「配偶者暴力防止法」の改正

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法」が改正され、2020（令和2）年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

⑥ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、2020（令和2）年6月に決定されました。

⑦ SDGs 達成に向けた取組

2015（平成27）年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDGs）における17ある目標の1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。2016（平成28）年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために取り組んでいます。

⑧ 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」（2015（平成27）年12月策定）を改訂した、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。（P）

国の第5次男女共同参画基本計画の概要

○根拠法令

男女共同参画社会基本法第13条

○策定期期

2020（令和2）年12月閣議決定（P）

○進捗状況

- ・2020（令和2）年11月、国男女共同参画会議において総理大臣へ「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申
- ・2020（令和2）年12月、「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定（P）

○男女共同参画社会として目指すべき社会

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会（P）
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会（P）
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会（P）
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会（P）

(2) 本県の動き

① 「やまぐち維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民の皆様と共有し、共に取り組んでいくための指針として、2018（平成30）年10月に策定しました。

プランの重点施策に、「M字カーブの解消に向けた女性就業支援の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

② 第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、本県の実情に応じた実践的な計画として2020（令和2）年3月に策定しました。その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

③ 「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「第4次山口県男女共同参画基本計画」の改定及びこれまでの本県の配偶者暴力対策の取組状況やその結果を踏まえて、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」を2021（令和3）年3月に改定し、DV対応と児童虐待対応との連携などを強化しました。（P）

④ 性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話を2017（平成29）年1月に県男女共同参画相談センターに開設し、関係機関と連携しながら、24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を実施しています。

⑤ 男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、18歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」を2019（令和元）年9月に実施しました。

3 男女共同参画に関する県民の意識

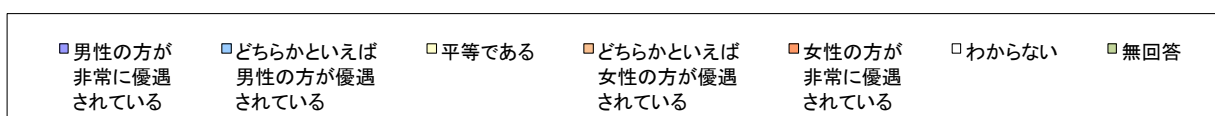
(山口県「男女共同参画に関する県民意識調査」結果)

① 男女の地位の平等感について

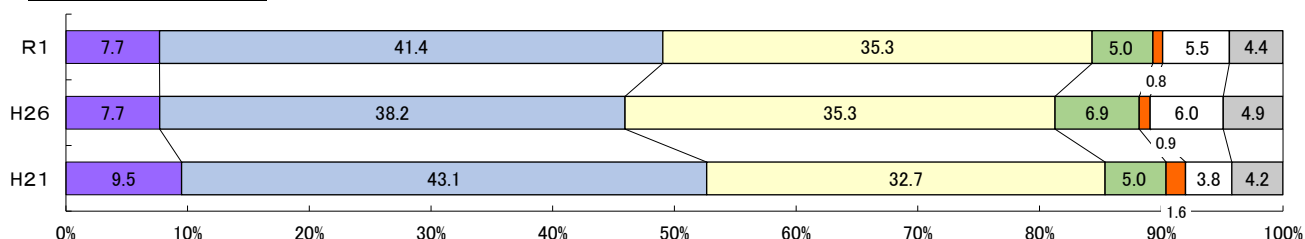
「平等である」と回答した人の割合は、平成26年度調査と比較して、「就職の機会や職場の中で」において5.6ポイント上昇し、「地域活動の中で」、「政治経済活動の中で」、「法律や制度の面で」、「社会全体として」の項目でも上昇しています。

一方で、「政治経済活動の中で」、「社会通念・慣習・しきたりなどで」、「社会全体として」の項目では、依然として、6割以上が「男性の方が優遇されている」と回答しています。

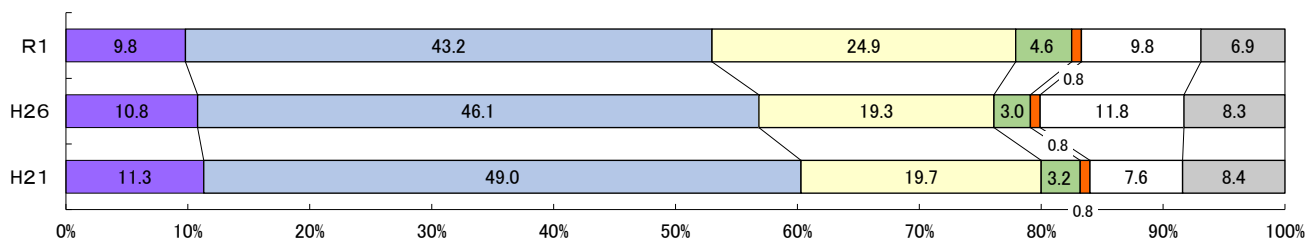
男女の地位の平等感について



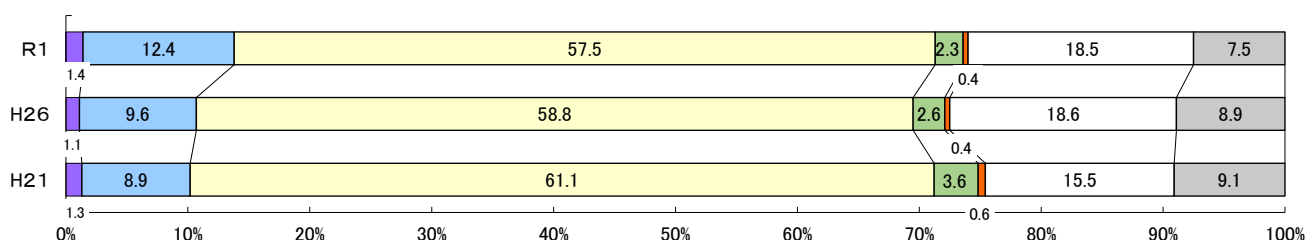
家庭生活の中で

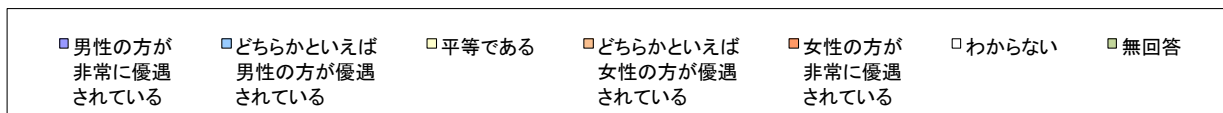


就職の機会や職場の中で

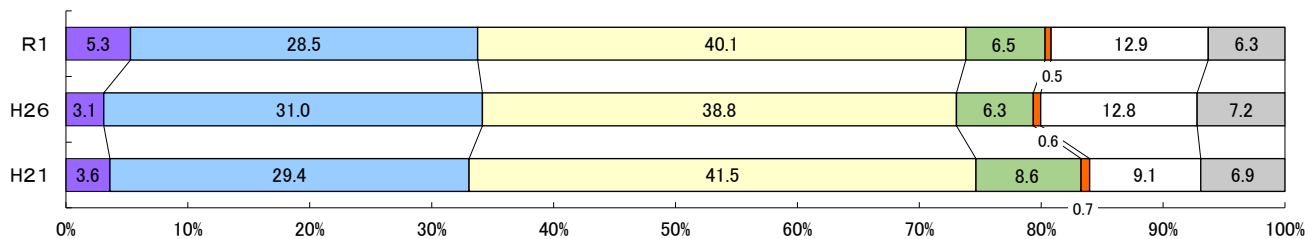


学校教育の場で

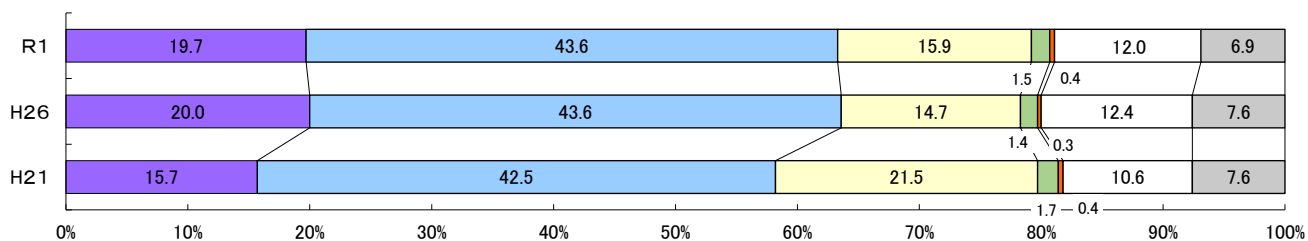




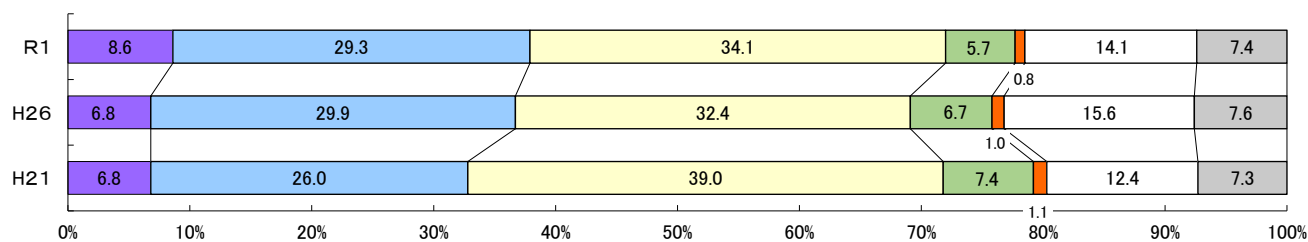
地域活動の中で



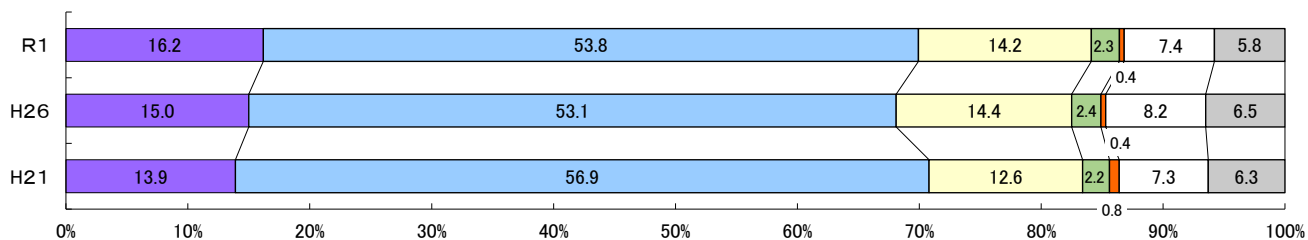
政治経済活動の中で



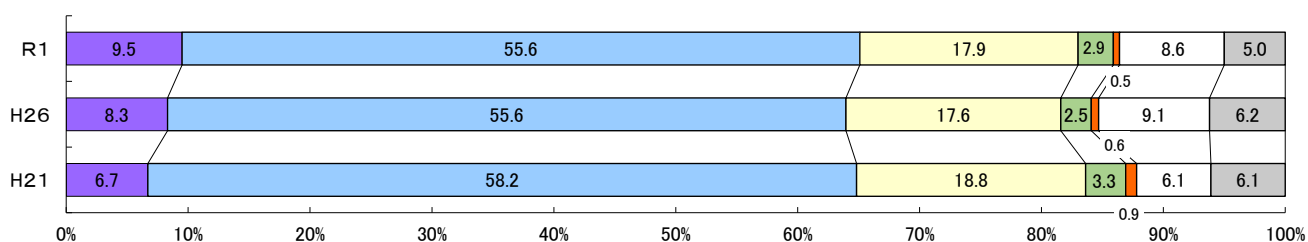
法律や制度の面で



社会通念・慣習・しきたりなどで



社会全体として

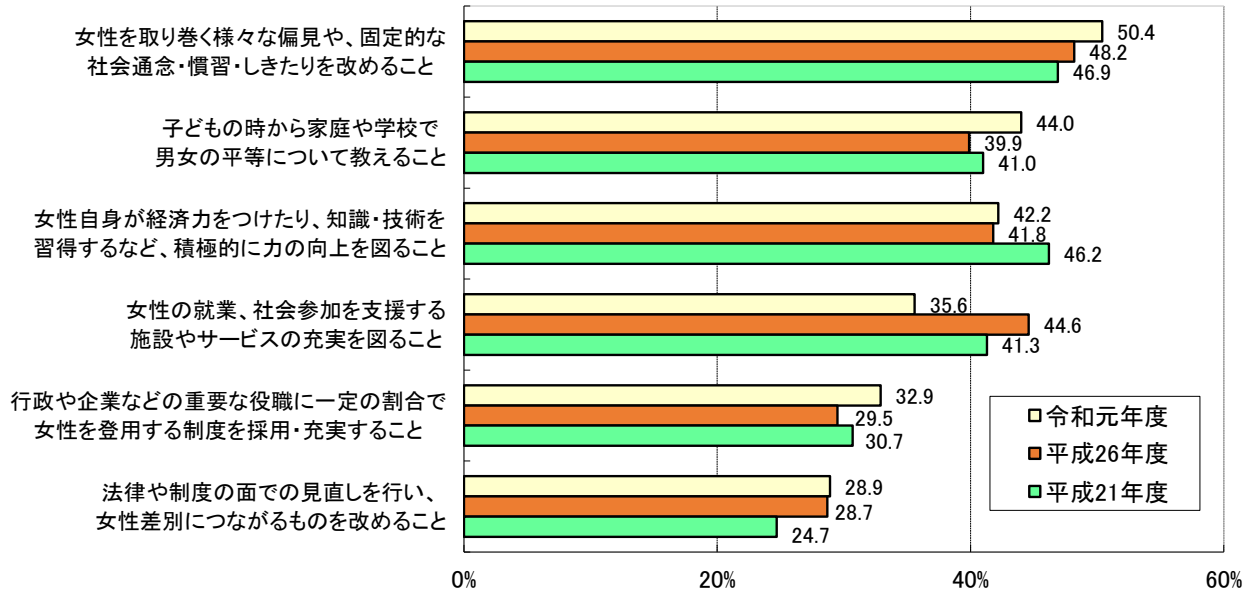


② 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと

「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が、平成 21、26 年度調査に引き続き最も高くなっています。

次に「子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教えること」、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」となっています。

男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと

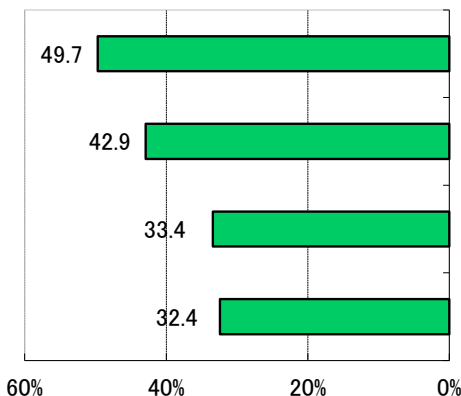


男女別は下図のとおりで、男女とも、「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっています。

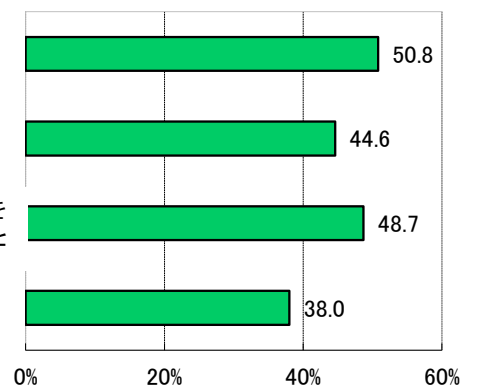
また、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」では、女性が男性を 15.3 ポイント上回っています。

男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと（令和元年度：男女別：上位 4 項目）

【男性】



【女性】

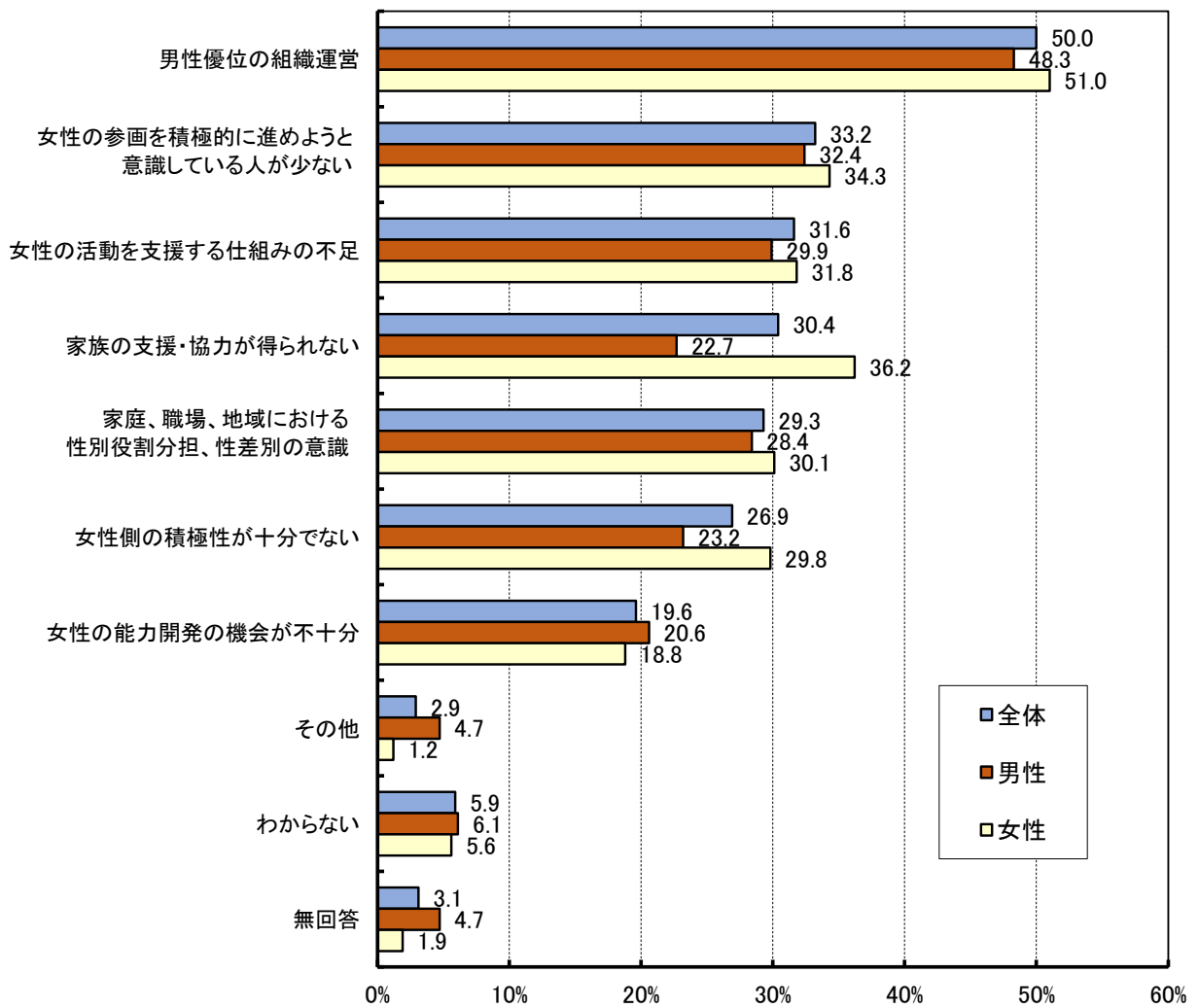


③ 女性の活躍について

社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由は、「男性優位の組織運営」が最も高く、以下、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」、「女性の活動を支援する仕組みの不足」の順となっています。

男女別にみると、「家族の支援・協力が得られない」、「女性側の積極性が十分でない」については、女性で高くなっています。

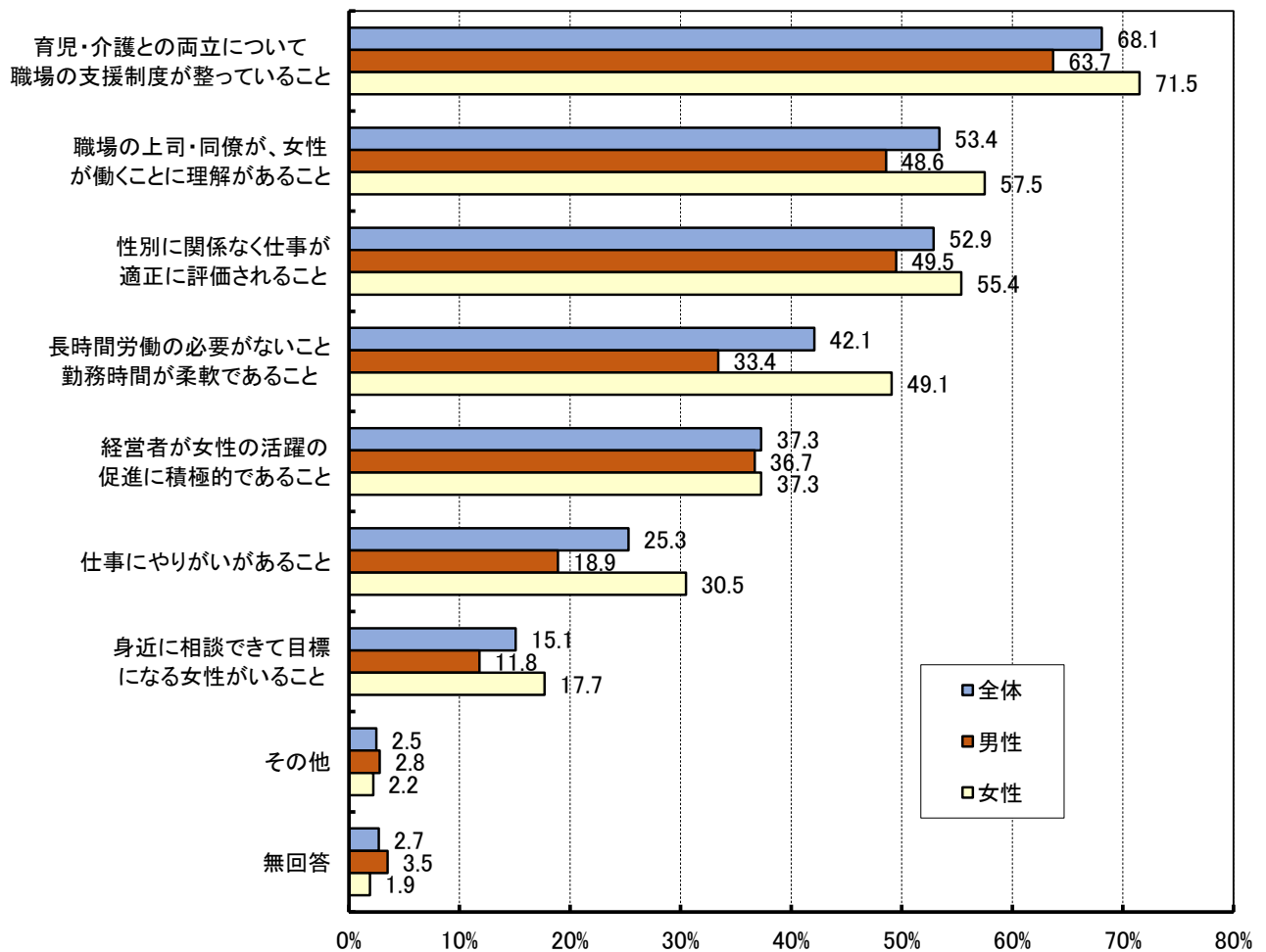
意思決定の場に女性の参画が少ない理由



女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なことは、「育児・介護との両立について職場の支援体制が整っていること」が最も高く、以下、「職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」、「性別に関係なく仕事が適正に評価されること」の順となっています。

男女別にみると、「長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟なこと」、「仕事にやりがいがあること」については、女性で高くなっています。

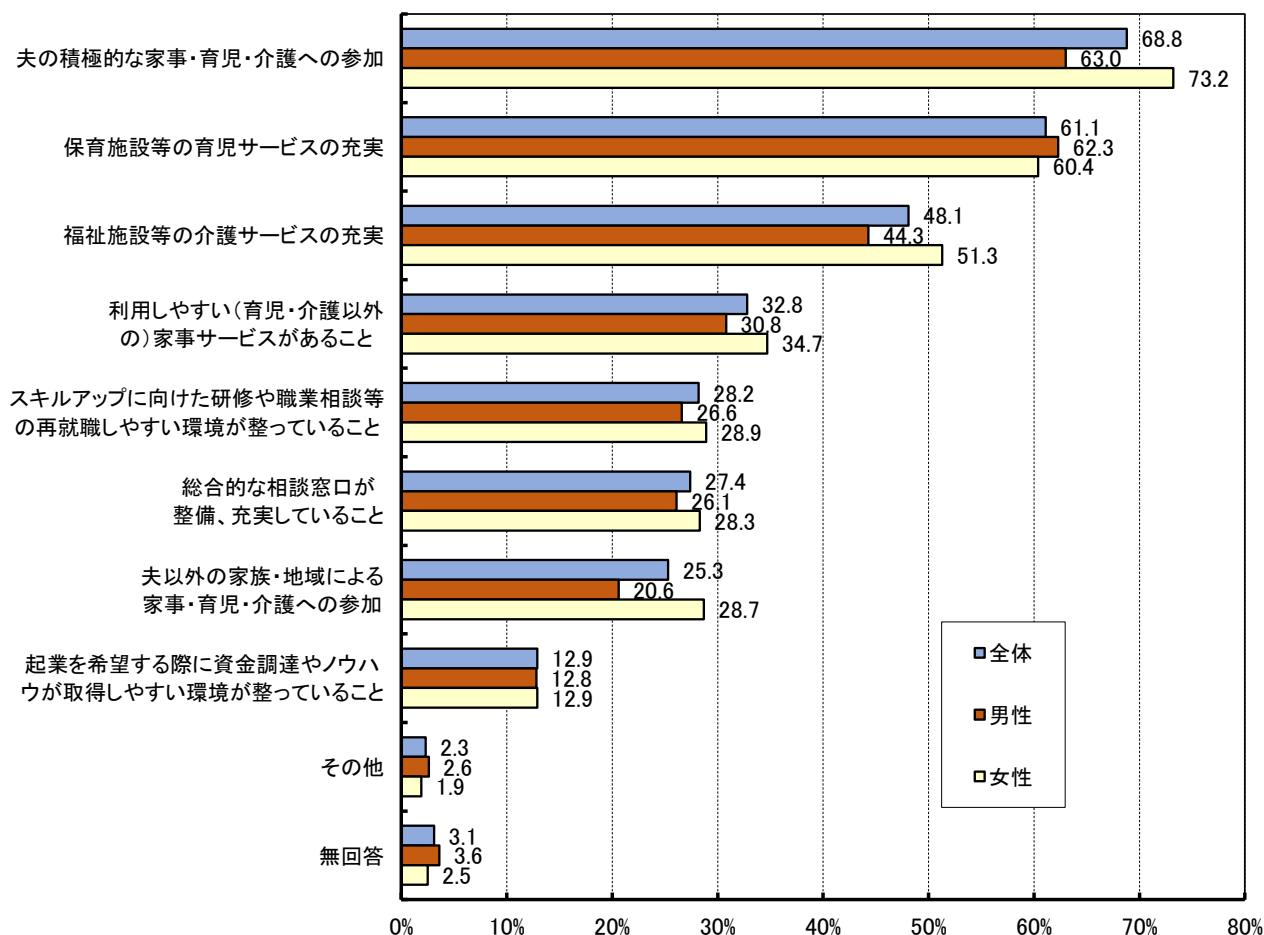
女性が活躍できる仕事・職場環境に必要なこと



女性の活躍が進むために家族・社会等で必要なことは、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」が最も高く、以下、「保育施設等の育児サービスの充実」、「福祉施設等の介護サービスの充実」の順となっています。

男女別にみると、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」、「福祉施設等の介護サービスの充実」、「夫以外の家族・地域による家事・育児・介護への参加」については、女性で高くなっています。

女性の活躍が進むために家族・社会等で必要なこと

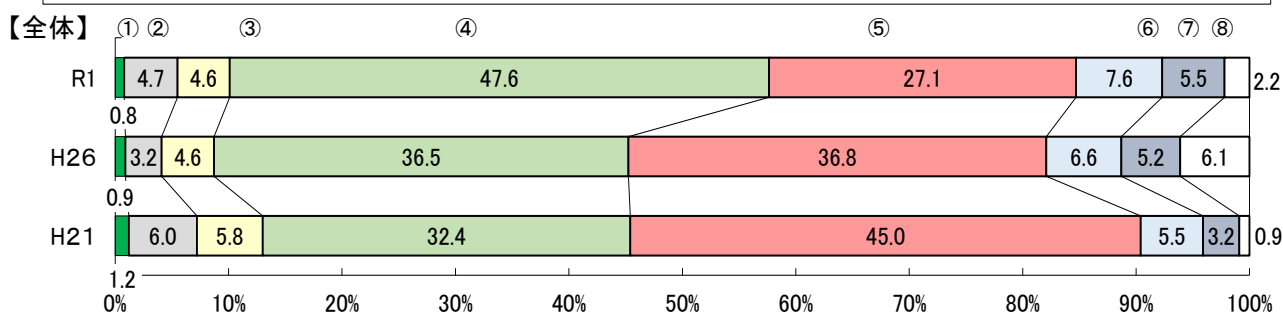
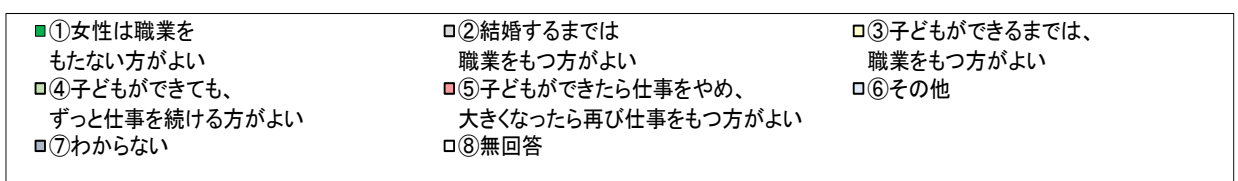


④ 女性が職業を持つことについて

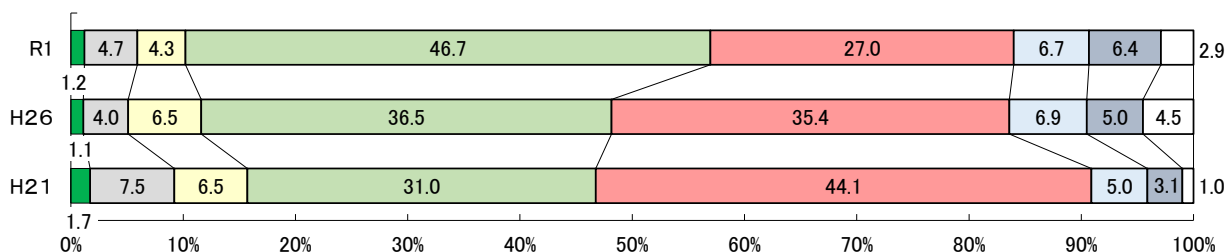
平成 26 年度調査では、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」の回答が、ほぼ同じ割合でしたが、今回調査では、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が約 11.1 ポイント上昇し、最も高くなっています。

また、男女とも同様の傾向がみられ、女性の継続就業を肯定的にとらえる回答が増加しています。

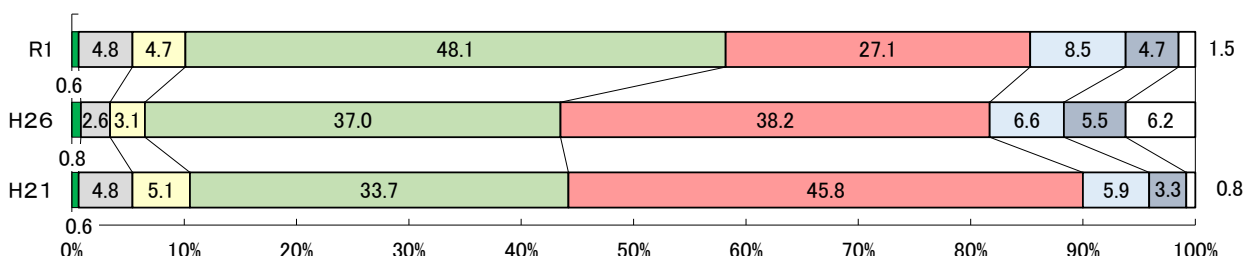
女性が職業を持つことについて



【男性】



【女性】



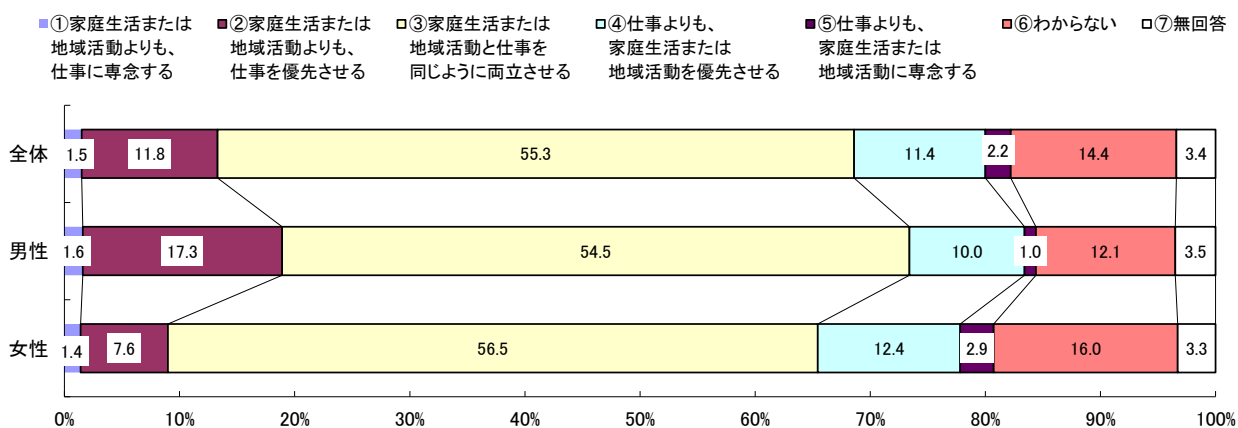
⑤ 仕事と家庭生活または地域活動への関わり方について

仕事との関係において、家庭生活や自治会、ボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいか聞いたところ、男女とも「同じように両立させる」の回答が半数を超え、最も多くなっています。

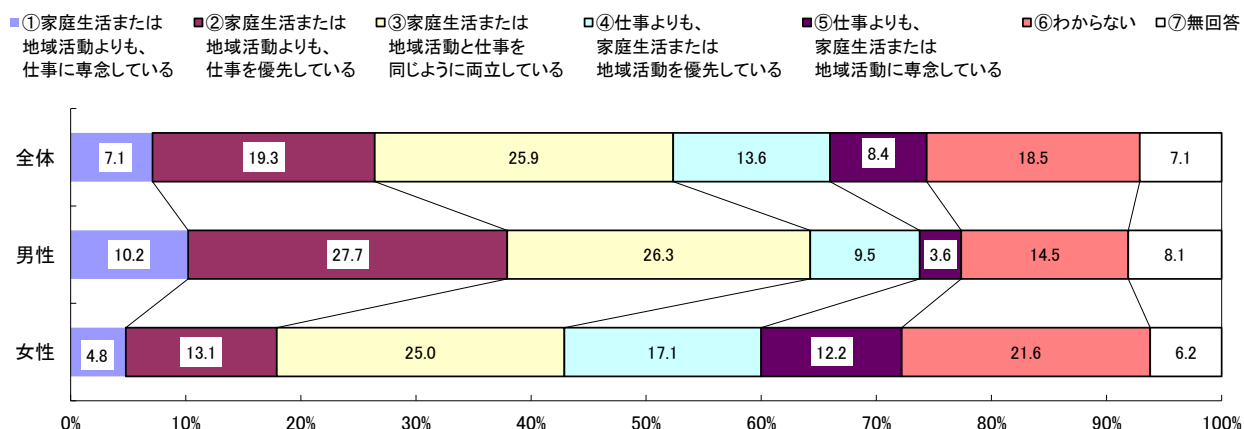
次に、現在の状況については、男女とも「両立している」の回答が3割弱となっており、望ましい係わり方と比べて低くなっています。

男女別にみると、男性では仕事、女性では家庭生活や地域活動を優先する割合が高くなっています。

仕事と家庭生活または地域活動への望ましい関わり方



仕事と家庭生活または地域活動への現在の関わり方

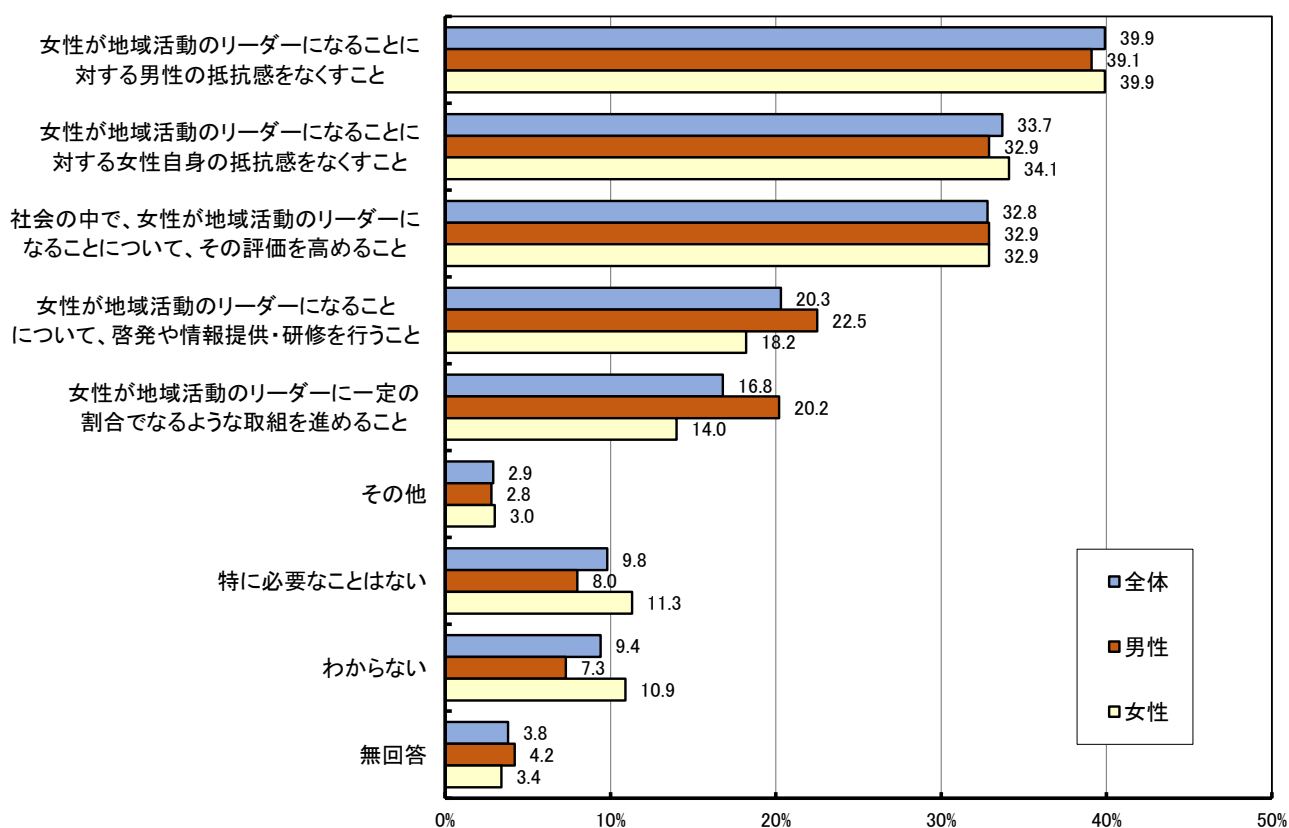


⑥ 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が最も高く、以下、「女性が地域活動のリーダーになることに対する女性自身の抵抗感をなくすこと」、「社会の中で、女性が地域活動のリーダーになることについて、その評価を高めること」の順となっています。

男女別にみると「女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと」、「女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること」については、男性で高くなっています。

女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと



⑦ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

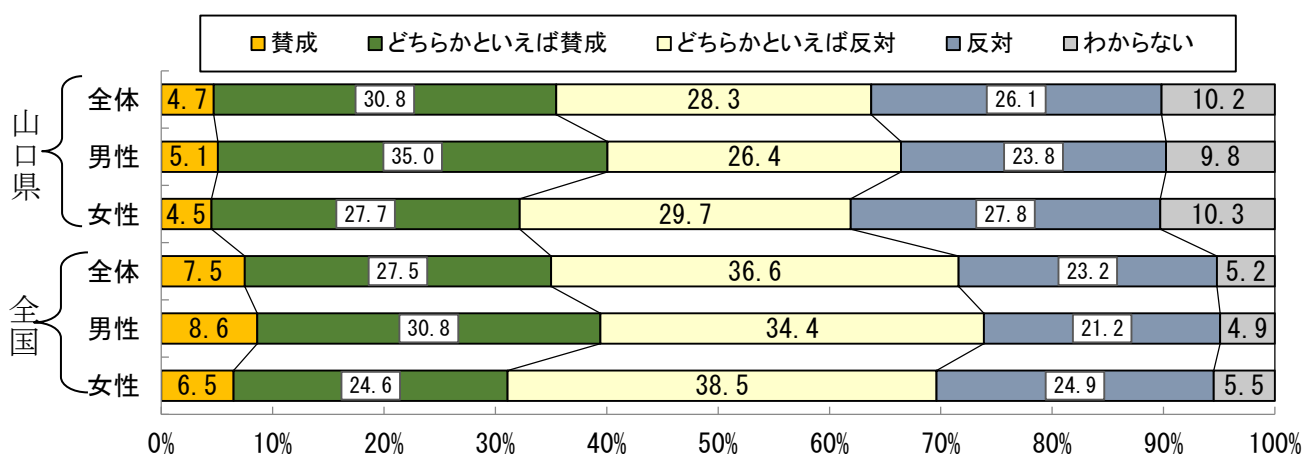
「賛成」が35.5%、「反対」が54.4%となり、反対が賛成を18.9ポイント上回っています。

男女別にみると、「賛成」は男性が女性を7.9ポイント、「反対」は女性が男性を7.3ポイント上回っており、意識の差がみられます。

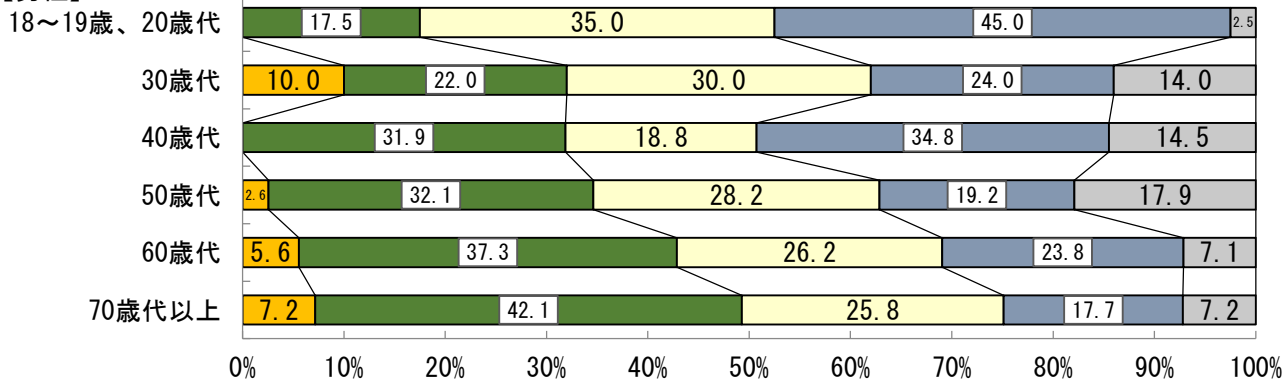
また、全国と比較すると、「反対」は5%程度の差があるが、「賛成」はほぼ同じ割合となっています。

なお、県の男女の年代別においても、男性の70歳代以上を除く全ての年代で「反対」が「賛成」を上回っているものの、年代を追うごとに「賛成」の割合が高くなる傾向がみられます。

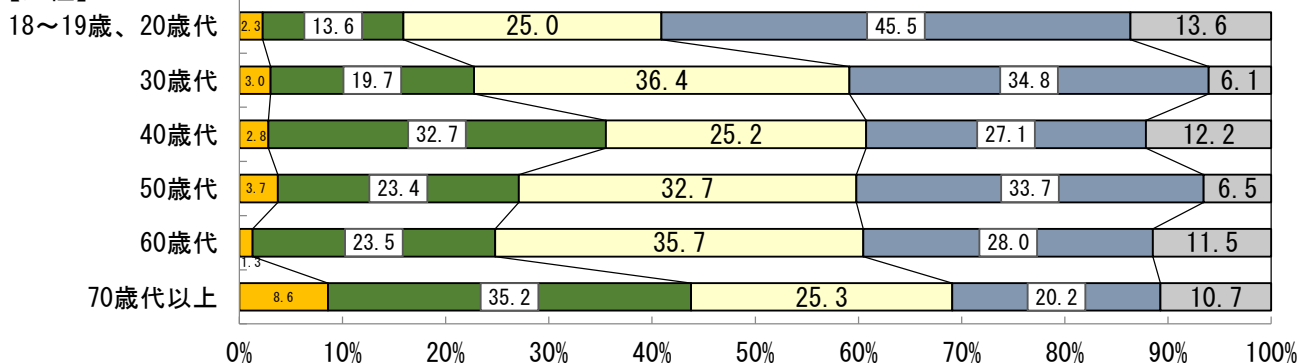
「男は仕事、女は家庭」という考え方について



【男性】



【女性】



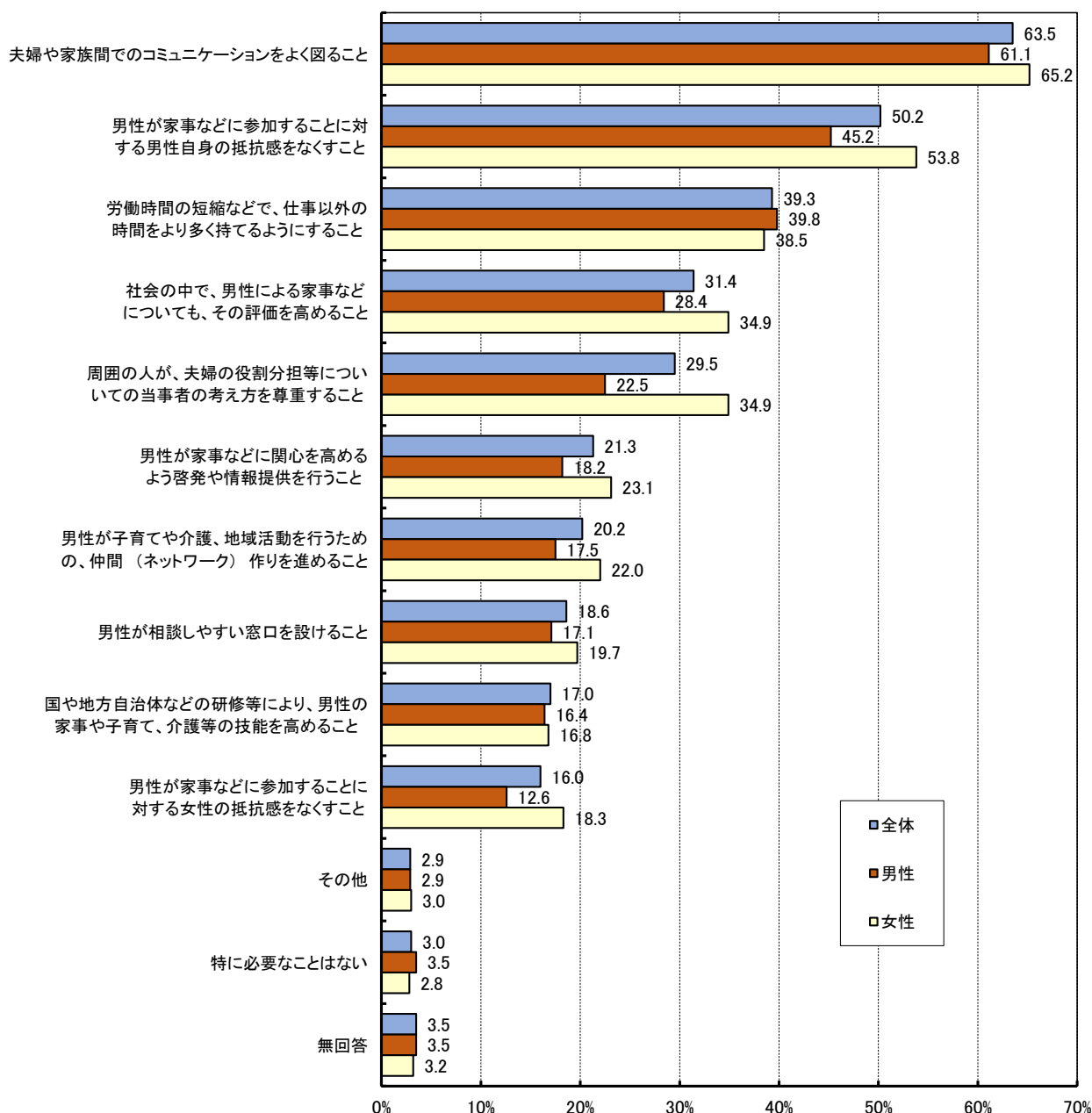
全国は、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月調査）より

⑧ 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が最も高く、以下、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「労働時間の短縮などで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」の順となっています。

男女別にみると「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「周囲の人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること」については、女性で高くなっています。

男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

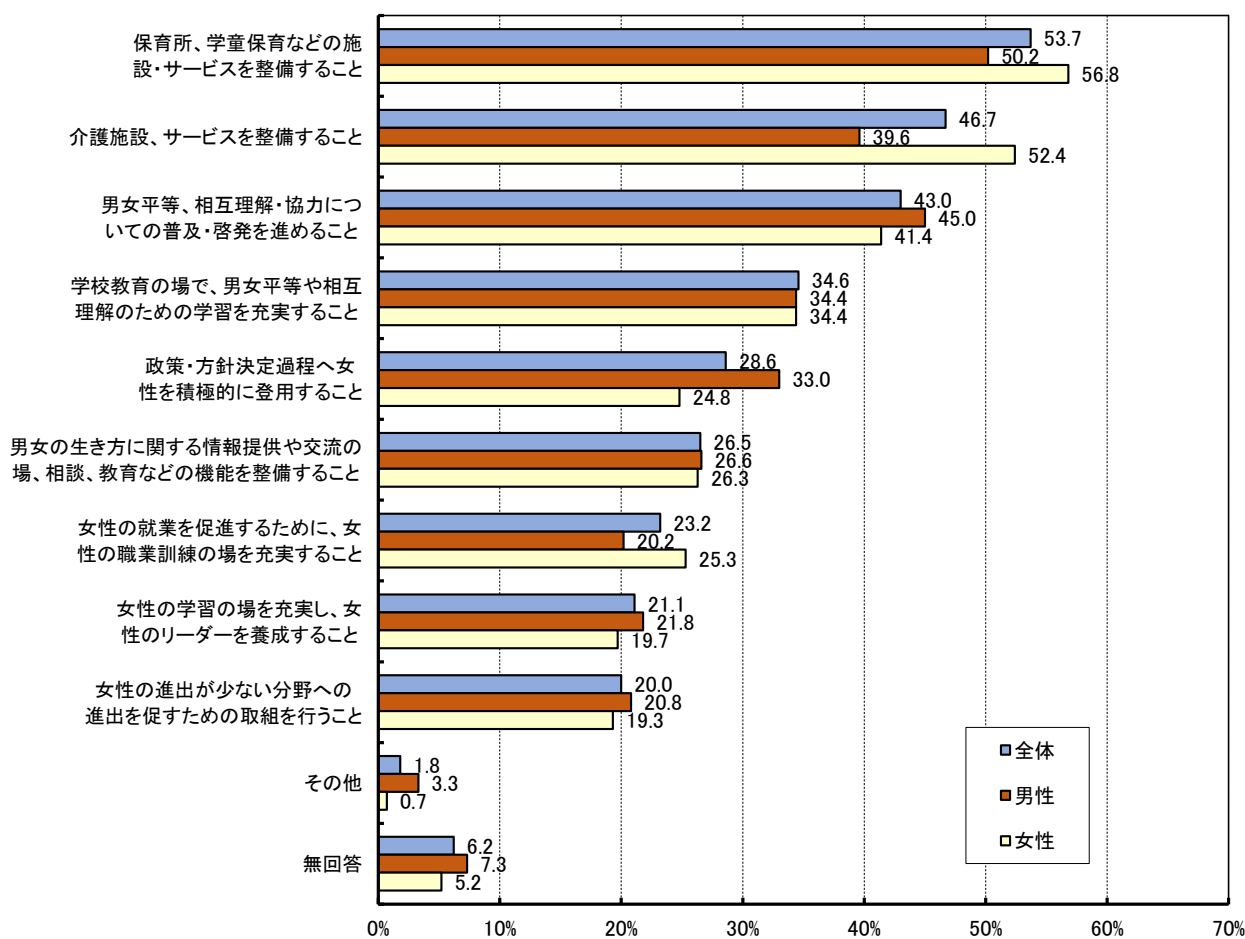


⑨ 男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する要望

「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること」が最も高く、以下、「介護施設、サービスを整備すること」、「男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること」の順となっています。

男女別にみると、「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること」、「介護施設、サービスを整備すること」、「女性の就業を促進するために、女性の職業訓練の場を充実すること」については、女性で高くなっています。

男女共同参画社会の形成に当たっての行政（県・市町）に対する要望



4 男女間の暴力に関する県民の認識等

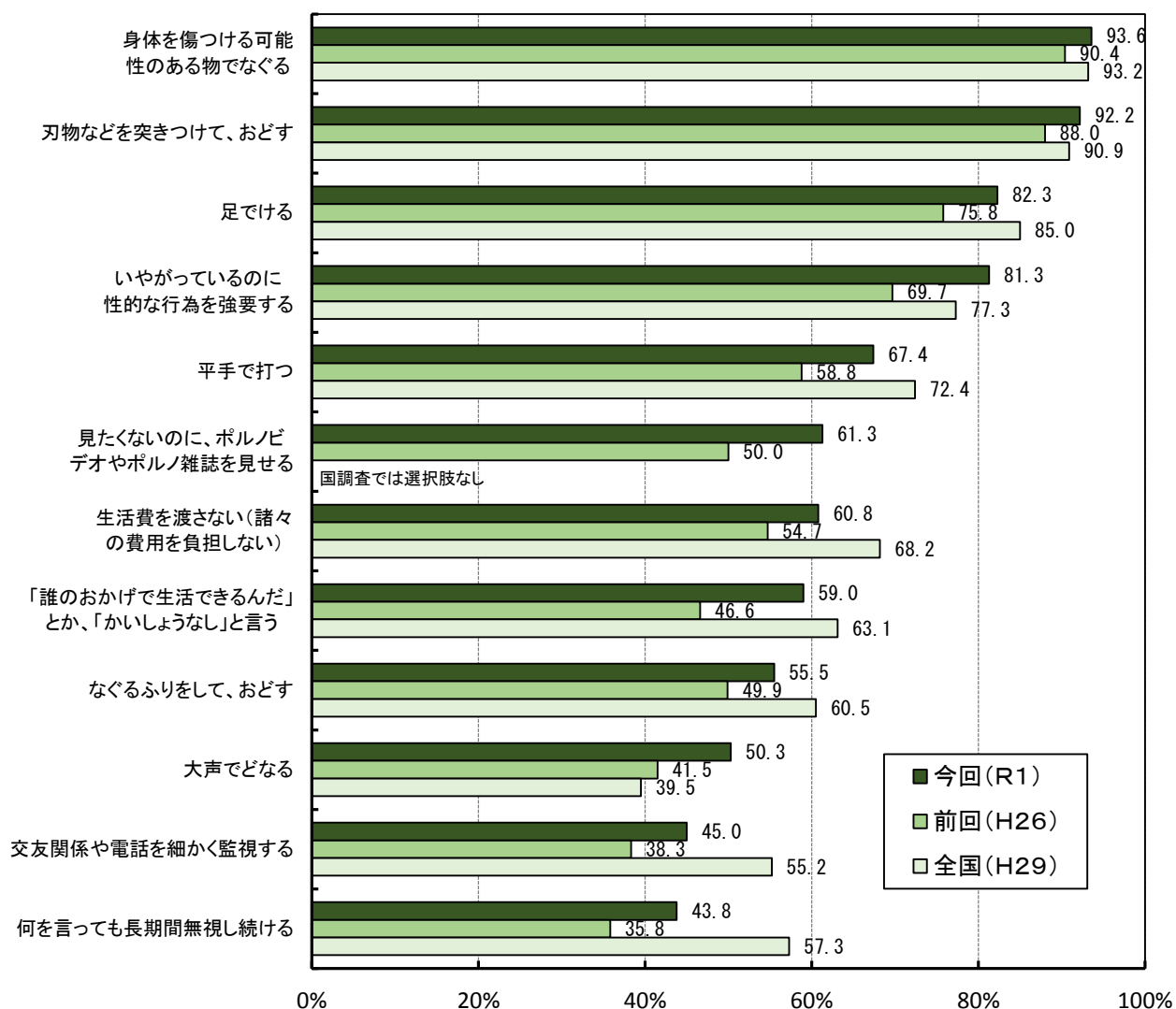
(山口県「男女間における暴力に関する調査」結果)

① 配偶者からの暴力と認識される行為

「いやがっているのに性的行為を強要する」、「大声でどなる」などといった身体的暴力でない行為も含め、すべての行為において、暴力にあたるとの認識は平成 26 年度調査より上昇しています。

また、「交友関係や電話を細かく監視する」、「何を言っても長期間無視し続ける」といった精神的暴力については、全国と比べて暴力にあたるとの認識が低くなっています。

配偶者からの暴力と認識される行為

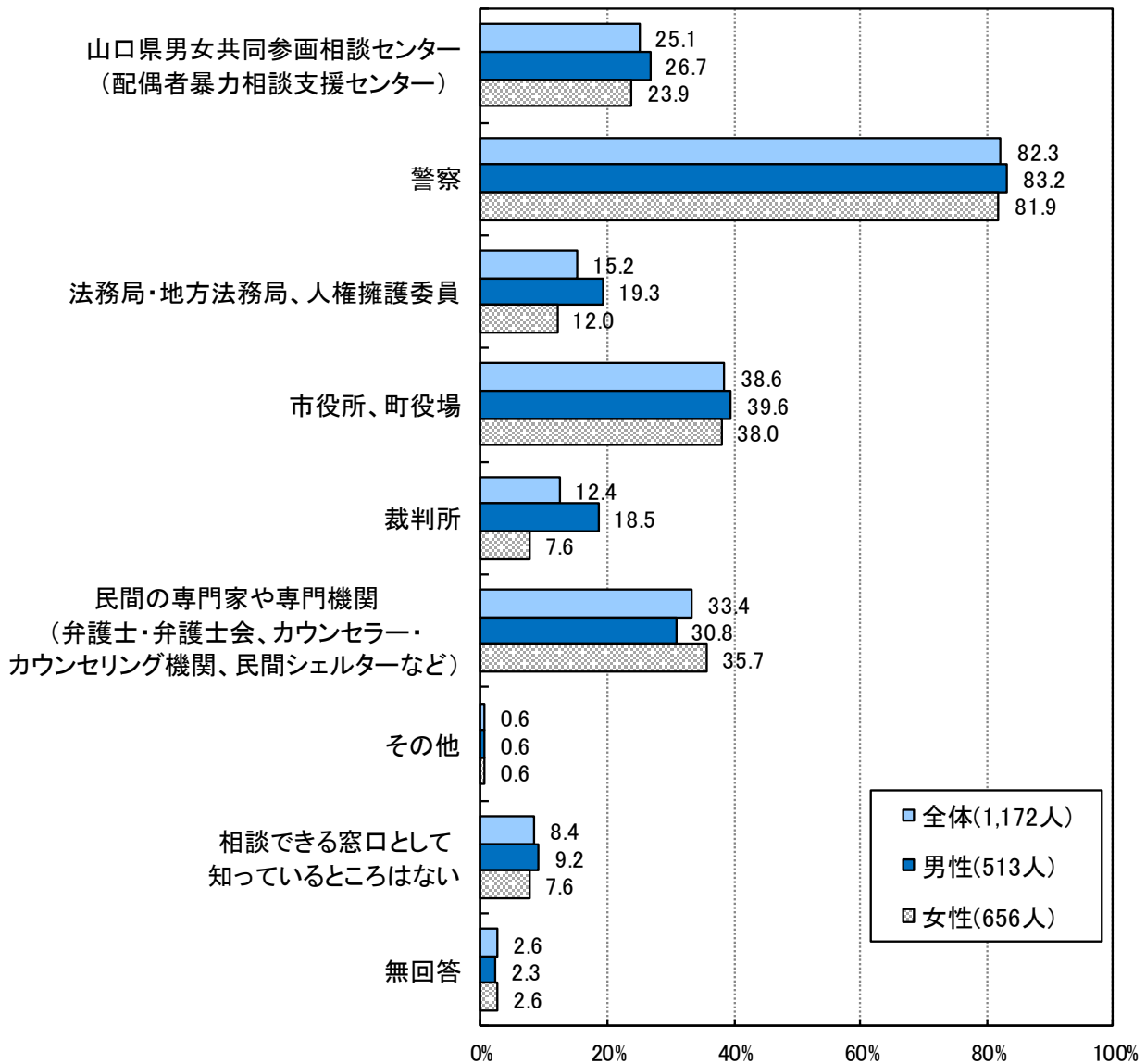


② 配偶者からの暴力についての相談窓口の認知度

相談窓口として知っているものは、「警察」が最も高く、次いで「市役所、町役場」、「民間の専門家や専門機関」、県男女共同参画相談センターの順となっています。

県男女共同参画相談センターの認知度は 25.1% ですが、「相談できる窓口として知っているところはない」と回答した人は 8.4% となっています。

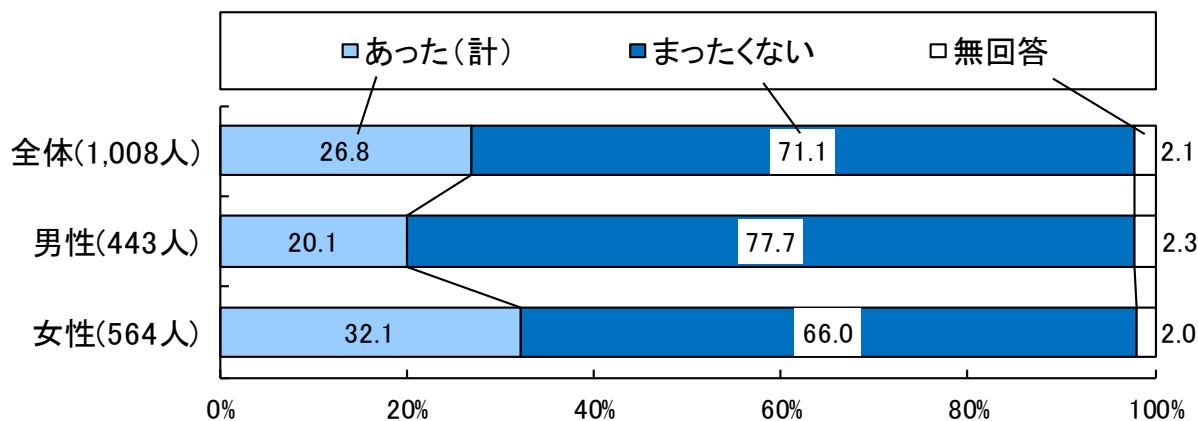
配偶者からの暴力についての相談窓口の認知度



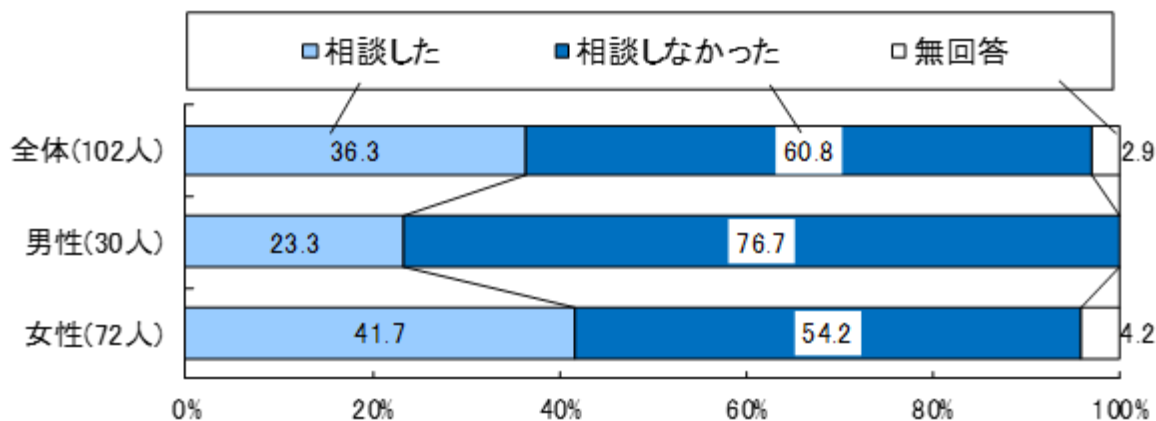
③ 配偶者からの暴力の被害経験の有無と相談の有無

約4人に1人が配偶者からの暴力の被害経験があり、その被害について、約6割がどこ(だれ)にも相談していません。

配偶者からの暴力の被害経験の有無



配偶者からの暴力の相談の有無

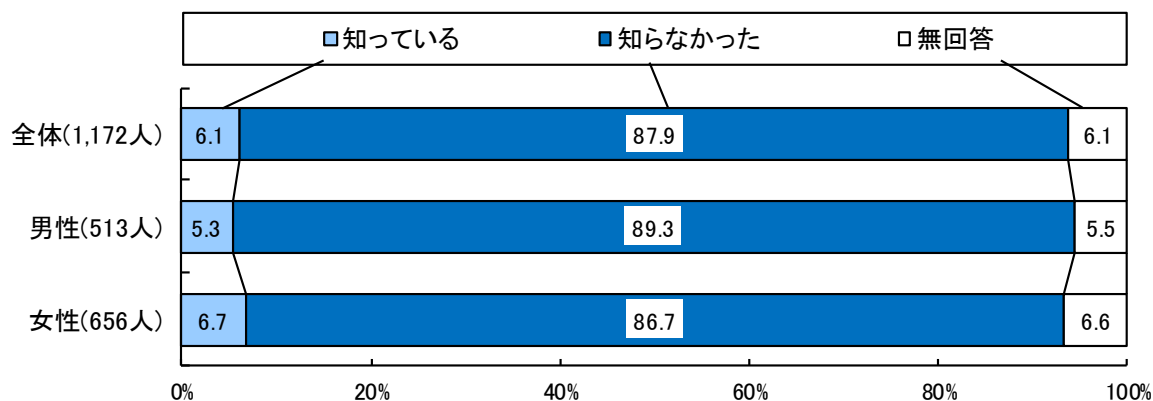


出典：山口県「男女間における暴力に関する調査」令和元年度調査)

④ やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度

「知っている」と回答した人は、6.1%、性・年齢別に見ると、女性は50歳代までの約1割が「知っている」と回答しています。

「あさがお」の認知度

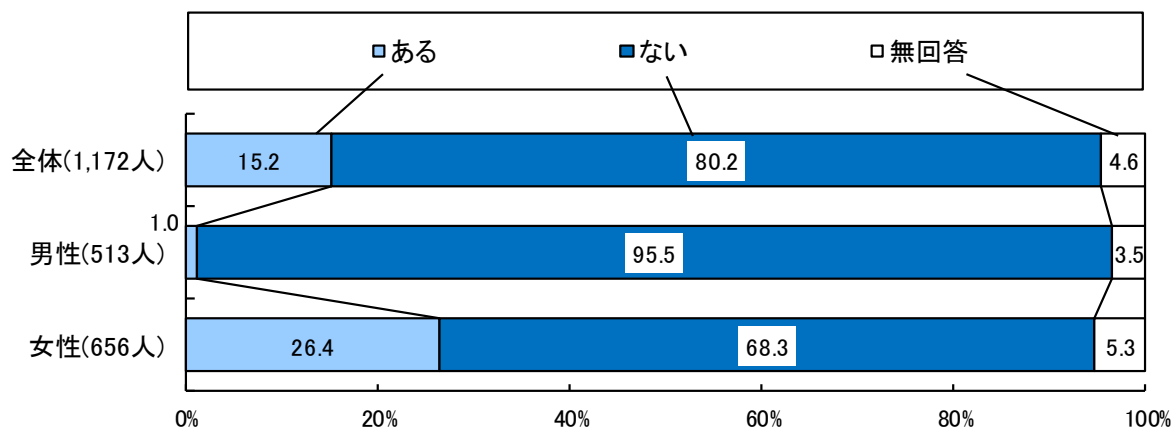


⑤ 性暴力の被害経験の有無と被害の相談の有無

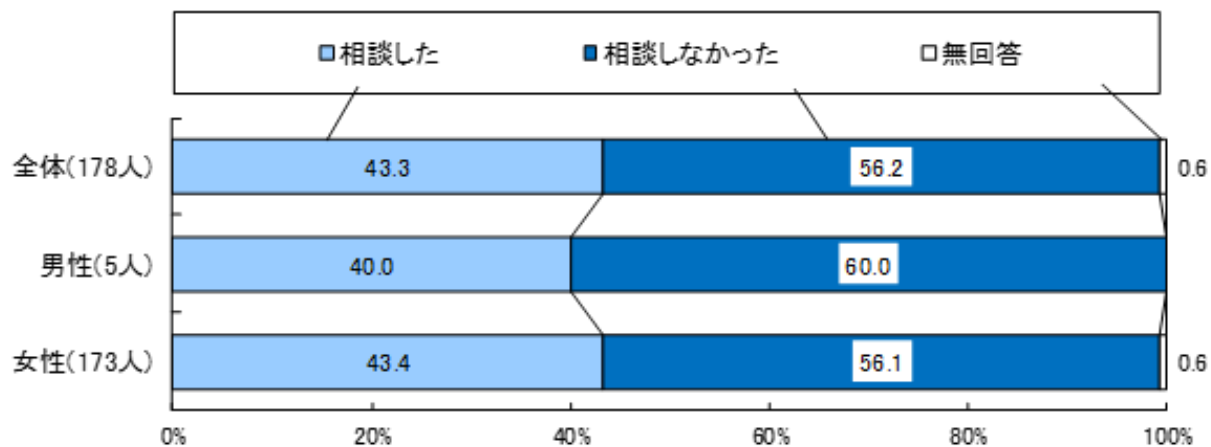
女性の約4人に1人は性暴力の被害経験があり、その被害について、約6割がどこ(だれ)にも相談していません。

※性暴力：性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為

性暴力の被害経験の有無



性暴力被害の相談の有無



【調査の出典】

「男女共同参画に関する県民意識調査」

1 趣 旨

男女共同参画の施策推進の基礎資料とするため、男女共同参画に関する県民意識を総合的に把握するもの。

2 調査概要

対 象：山口県内居住の18歳以上の男女各1,500人 計3,000人

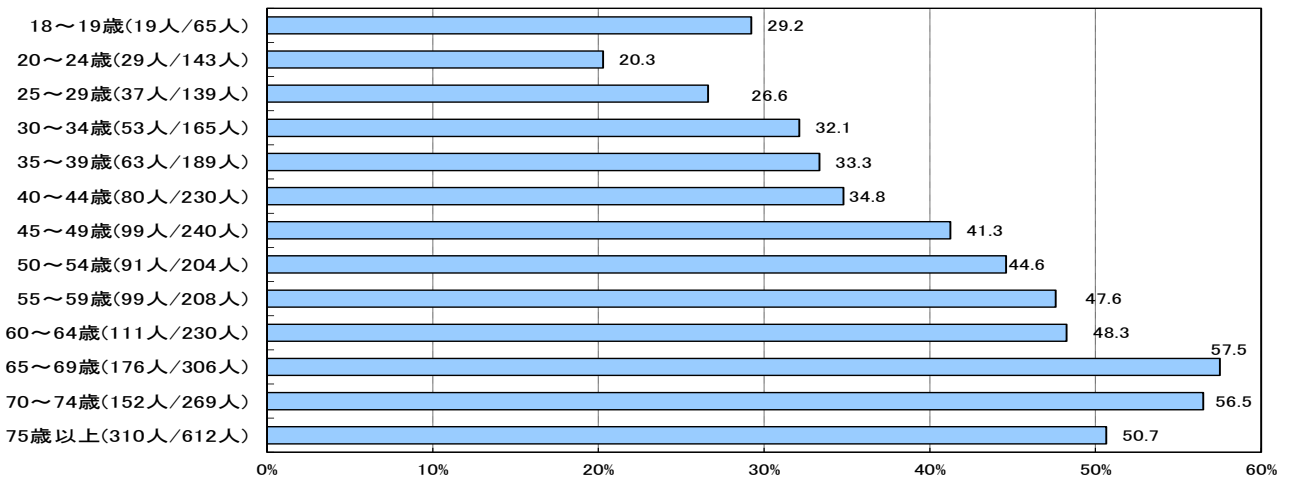
抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出（市町別、年齢別人口比による割当）

調査方法：郵送調査

調査期間：令和元年9月12日～令和元年10月4日（令和元年度調査分）

回収数(率)：全体1,330(44.3%)、男性578(38.5%)、女性727(48.5%)、
その他5、無回答20

3 年齢別の回収率



「男女間における暴力に関する調査」

1 趣 旨

配偶者暴力対策等の施策推進の基礎資料とするため、男女間の暴力に関する県民の認識、被害の経験の態様、程度及び潜在化の程度、理由を総合的に把握するもの。

2 調査概要

対 象：山口県内居住の18歳以上の男女各1,500人 計3,000人

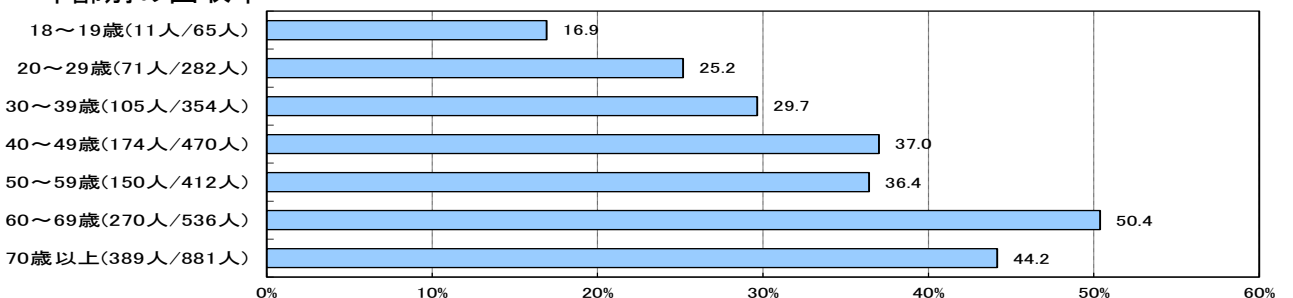
抽出方法：住民基本台帳に基づく無作為抽出（市町別、年齢別人口比による割当）

調査方法：郵送調査

調査期間：令和元年9月12日～令和元年10月4日（令和元年度調査分）

回収数(率)：全体1,172(39.1%)、男性513(34.2%)、女性656(43.7%)、無回答3

3 年齢別の回収率



第3章 第5次山口県男女共同参画基本計画の基本目標

1 計画の目指す方向

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

2 計画の構成

山口県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「やまぐち維新プラン」等を踏まえながら、目指すべき方向の大きな柱とするよう、「3つの基本目標」及び「8の重点項目」の体系により、「施策の基本方向(基本目標)」及び「取り組むべき課題(重点項目)」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていきます。

山口県男女共同参画推進条例の基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③施策等の立案及び決定への共同参画の推進
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立の推進
- ⑤生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥国際社会の動向の勘案

3 改定計画における3つの基本目標の考え方

基本目標1 男女が共に活躍できる地域社会づくり

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、社会の多様性と活力を高めるために重要です。

そのためには、ポジティブ・アクションの促進による、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することが必要です。

また、女性も男性も、仕事と家庭、地域活動を両立し活躍するためにも、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の促進、ニーズに応じた子育て支援策の充実、地域活動への参画促進などの取組を進めていきます。

基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

しかし、「固定的な性別役割分担意識」は改善の傾向にあるものの、男女の地位の平等感については、多くの分野で「男性優遇」と感じる人が依然として多い状況です。

こうした状況は、多様な生き方を選択することを妨げることにもつながるため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野・世代において、男女共同参画について認識を深めるための取組を進め、意識の改革を推進します。

基本目標3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会を形成していくうえで、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶のための取組を推進します。

また、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現に向けて、心身の健康に関する正しい知識と情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援します。

さらに、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、ひとり親家庭、高齢者、障害者など全ての人が安心して暮らせるよう、生活や就業に対する支援を推進します。

4 施策体系

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- A 事業者等における女性の参画拡大【※】
- B 行政等における女性の参画拡大【※】
- C 様々な分野における女性の参画拡大【※】

重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- A 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備【※】
- B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援【※】
- C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保【※】
- D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出【※】

重点項目3 地域における男女共同参画の推進

- A 地域活動における男女共同参画の推進【※】
- B 農山漁村における男女共同参画の推進【※】
- C 防災における男女共同参画の推進【※】

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

- A 県民意識の醸成に向けた取組の推進
- B 人権を尊重した取組の推進
- C 男性の男女共同参画の推進

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目6 男女間における暴力の根絶

- A 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり
- B DV対策の推進
- C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援
- D ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進

重点項目7 生涯を通じた男女の健康の支援

- A 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進
- B 妊娠・出産等に関する健康支援
- C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

重点項目8 みんなが安心して暮らせる社会づくり

- A ひとり親家庭等に対する支援【※】
- B 高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備
- C 障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備

【※】は女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

第4章 計画の重点項目

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策方針決定に共に参画し、女性の活躍が進むことは、多様な視点が確保され、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

近年、女性の労働力率は上昇し、県及び市町の審議会等委員や管理職、事業所・団体の管理職に占める女性の割合も増加していますが、2015（平成27）年国勢調査によると、管理的職業従事者（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は17.2%と、全国平均の16.4%を上回っているものの、女性は政策・方針決定の場に十分に参画できていない状況です。

令和元年度に山口県が実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」（以下「意識調査」という。）によると、社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由として最も多かったのが、「男性優位の組織運営」であり、女性の参画を進めるため、行政自らが率先してポジティブ・アクションを推進するとともに、事業者、団体に対しても女性の参画拡大を推進するよう積極的に働きかけを行い、意識改革を図る必要があります。

また、女性も自ら意欲を高め、持てる力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、女性活躍に向けた支援を行うとともに、政治・行政、経済、社会など様々な分野における意思決定の場への女性の参画拡大を推進していく必要があります。

【施策の展開方向】

A 事業者等における女性の参画拡大

経営者等の意識改革などを通じ、事業者・団体における女性の登用や女性活躍に向けた取組を促進します。

【具体的施策】

- ① 女性管理職への登用促進に向け、事業者、団体に対し、協力要請や自主的な取組に向けた情報提供等の支援を行うとともに、女性管理職等へ職業生活上の課題に向けた助言や相談支援を行います。
- ② 事業者・団体における女性の登用を促進するため、経済団体をはじめ関係機関・団体と連携して、女性に対する意識改革や女性リーダーの育成支援に取り組みます。
- ③ 産学公の連携による、女性活躍の取組の普及・拡大や支援などにより、経営者の女性活躍に向けた意識改革と事業者における女性活躍推進を図ります。
- ④ 女性の能力発揮に向けた、事業者の自主的な取組を促進する「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」の推進や必要な資金の融資等により、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施による女性が活躍できる雇用環境の整備を促進します。

- ⑤ 事業者における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援するため、ポジティブ・アクションや仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者、団体を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」を推進し、各事業者の取組の周知を図ります。
- ⑥ 女性の活躍に積極的に取り組む事業者に対して、入札参加資格の評価項目に加えるなど、県事業参加における優遇措置を実施し、事業者の取組を促進します。

【施策の展開方向】

B 行政等における女性の参画拡大

県や市町の女性職員の登用や職域拡大の推進、仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備、審議会等委員の女性の参画を推進するとともに、政治分野における女性の参画に向けた気運醸成を図ります。

【具体的施策】

- ① 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、県の女性職員・教職員や女性警察官の役付職への登用、特に課長相当職以上の管理職への登用や職域拡大に努めるとともに、女性職員等の計画的な人材育成に取り組めます。また、代替職員の確保等による育児休業、介護休業等の取得促進や、業務マネジメントの強化、業務効率化等による時間外勤務の縮減など、仕事と生活の両立に向けた職場環境の整備を進めます。
- ② 県の審議会等委員への女性の参画について、引き続き積極的に取組を進めます。
- ③ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、市町の女性職員の登用や職域拡大が図られ、また、審議会等委員への女性の参画が促進されるよう、情報提供などの支援や助言を行います。
- ④ 女性の政治分野への参画の重要性、意義についての理解促進を図る啓発を行います。

【施策の展開方向】

C 様々な分野における女性の参画拡大

就職や創業、キャリアアップなど、女性のチャレンジを支援するとともに、様々な分野における女性の参画を推進します。

【具体的施策】

- ① 子育て・介護等により離職した者や中高年齢者等を雇用する中小企業者等に対し、雇用創出支援資金を融資するなど、雇用の場の確保に努めます。また、これらの者の再就職を促進するため、専門家によるキャリアカウンセリングを実施するとともに、職業能力の開発を進めるための職業訓練の充実や雇用情報の提供などに努めます。
- ② 女性創業セミナーの実施や金融支援、「女性創業応援やまぐち株式会社」による支援などにより、女性の創業を促進します。

- ③ 商工会、商工会議所などの商工団体が実施する、創業を希望する女性等を対象としたセミナー等への支援に取り組みます。
- ④ 女性のチャレンジを支援するため、就職、再就職や創業を支援し、保育・介護サービス等のきめ細かな情報提供を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。
- ⑤ 出産等により一時的に離職した女性医師の復職を促進するとともに、女性医師のライフサイクルに応じたキャリア形成等を支援します。
- ⑥ 様々な分野でチャレンジし、地域で活躍する女性等の功績を称える「女性活躍推進知事表彰」により、身近なロールモデルを示し、女性活躍に対する県民の理解と関心を高めます。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	政治経済活動の中で	15.9%	R1	増加させる	R6
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合		30.2%	H30	40%	R5
事業所の部長相当職に占める女性の割合		13.0%	H30	15%	R5
事業所の課長相当職に占める女性の割合		17.1%	H30	20%	R5
「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録事業者数		125事業者	R1	220事業者	R6
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数(再掲)		645事業者	R1	845事業者	R6
県職員の課長級以上に占める女性職員の割合		11.5%	R2	14%	R4
県の審議会等委員の女性割合		46.5%	R2	現状の水準を維持	R7
市町の審議会等委員への女性割合		29.2%	R2	30%	R7
関係支援機関の支援による女性の創業数		63件	R1	340件	R6

重点項目 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものであることから、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮し、また、その環境を整備することは男女共同参画社会の実現にとって重要です。

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく事業者の取組、保育の受け皿整備、両立支援等、関係機関と連携した取組促進により、女性労働力率のM字カーブは改善しているものの、継続就業を望んでいるにもかかわらず、出産・育児・介護などを理由に離職する女性は依然として多い状況です。

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮することが重要であり、そのためには、一人ひとりが仕事と家庭、地域活動などをバランスよく充実させ、多様な生き方を選択できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、長時間労働の縮減や子育て・介護の支援体制の充実を図ることが必要です。

また、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに対応している側面もありますが、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高いことが男女間の賃金格差の一因となっていることや、職場での各種ハラスメントの被害など、男性に比べて困難に陥りやすい状況となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用に影響が表れており、こうした状況について注視する必要がある一方、テレワークの導入など、多様な働き方が選択できるよう就業環境の整備を図るとともに、どのような働き方を選択しても公正な処遇が確保され、能力を十分に発揮することができるよう職場環境の整備に取り組む必要があります。

【施策の展開方向】

A 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の定着など、柔軟な働き方に向けた就業環境の整備を推進します。

【具体的施策】

- ① 健康で豊かな生活に向けた働き方・暮らし方ができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に向け、労使協調による職場の意識改革や「やまぐち働き方改革支援センター」を通じた普及啓発に努めます。
- ② 長時間労働や年次有給休暇に対する労使の意識改革を促し、仕事と家庭生活・地域活動とのバランスのとれた働き方の実現や男性が子育てに参加しやすい環境づくりを進めるため、山口労働局などの関係機関・団体等と連携し、セミナーの開催や啓発資料の作成・配布などにより、長時間労働の縮減や年次有給休暇の取得の促進を図ります。
- ③ 働きやすい職場環境づくりや多様な人材の活用に積極的に取り組む「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定や、優良企業の表彰を通じ、企業の自主的な取組を支援します。

- ④ 「やまぐち健康経営企業認定制度」を通じ、健康経営に取り組む企業が社会的に認識され評価される環境整備を進めることで、働く世代の健康増進の促進を図ります。
- ⑤ 育児・介護休業、短時間正社員制度など仕事と家庭生活の両立支援制度の定着を図るため、山口労働局等の関係機関・団体等と連携し、事業者への普及啓発に努めるとともに、事業主に対する国の助成制度等についての周知を図ります。
また、育児・介護休業取得者に対する育児休業・介護休業給付制度や県の貸付制度などの周知を図ります。
- ⑥ 「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」の推進や、企業に対する奨励金の支給等による、男性従業員の育児休業取得の促進など、男性が子育てしやすい雇用環境づくりを進めます。
- ⑦ 「やまぐち子育て応援企業宣言制度」の推進や、必要な資金の融資等により、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施による仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりを促進します。
- ⑧ 部下のワーク・ライフ・バランスの実現を応援する上司である「イクボス」の普及促進を図ります。
- ⑨ 事業者における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援するため、ポジティブ・アクションや仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者、団体を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」を推進し、各事業者の取組の周知を図ります。（重点項目1再掲）
- ⑩ 仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者に対して、入札参加資格の評価項目に加えるなど、県事業参加における優遇措置を実施し、事業者の取組を促進します。
- ⑪ 事業所における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」等の主体的な取組を促すため、男女共同参画に関する出前講座を実施します。

【施策の展開方向】

B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援

男女が共に仕事と家庭生活・地域活動を両立できるよう、子育て支援策や保育・介護サービスの充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 「やまぐち子育て連盟」を中心とした県民運動の取組に加え、企業や子育て支援団体等による「やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム」による推進体制の強化等を通じ、社会全体で子育てや子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。
- ② 「子育て世代包括支援センター」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する取組「やまぐち版ネウボラ」を推進します。
- ③ 「やまぐち子育て県民運動」の展開を通じて、親子が共に楽しめる場づくりを進めるとともに、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図り、地域の子育て支援を進めます。
- ④ 市町における保育の受け皿整備のために必要な支援を行うとともに、新規卒業

者の確保、潜在保育士の再就職支援、保育士の処遇改善などにより、保育士の人材確保を図ります。

- ⑤ 子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり、延長保育、病児保育、地域子育て支援拠点の設置・支援やファミリーサポートセンターの普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
- ⑥ 地域の実情や子育て家庭のニーズに対応した預かり保育等、子育て支援の充実を図るとともに、特別な支援が必要な幼児を受け入れている幼稚園に対して支援を行います。
- ⑦ 放課後児童クラブにおいて、18時以降の延長開所に対する経費支援や、利用ニーズが増大する長期休暇期間中の開設支援等により、事業の充実を図ります。
- ⑧ 乳幼児期の子どもをもつ家庭における医療費や保育料等の負担に対する助成等を行うとともに、児童生徒期の子どもをもつ家庭における教育費等の経済的負担に対する支援の充実に努めます。
- ⑨ 重点項目8の「高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備」に関連する介護支援の推進を図ります。

【施策の展開方向】

C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女の均等な機会と待遇の確保に向け、ハラスメント等が行われない職場環境づくりを促進するため、関係法令等の周知啓発や相談体制の充実に努めます。

【具体的施策】

- ① 男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるよう、山口労働局等の関係機関・団体と連携し、啓発資料の作成・配布などにより、男女雇用機会均等法等の関係法令や各種制度の周知、男女間の賃金格差の解消に向けた啓発活動に努めます。
- ② セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメント等に関する雇用管理の改善を図るため、山口労働局等の関係機関・団体と連携し、啓発資料の作成・配布などにより、男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図ります。
- ③ 配置・昇進等における差別的取扱や各種ハラスメントなど、職場の問題に対応するため、中小企業労働相談員の配置や「労働ほっとライン」の設置等により、相談体制の充実に努めます。

【施策の展開方向】

D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出

テレワークなどの多様で柔軟な働き方や、女性が継続して働き能力を発揮できるよう、職場環境の整備や女性の職域拡大などを促進するとともに、いったん離職した女性等に対する相談、情報提供、職業能力の開発など、就業への支援を行います。

また、女性の起業・創業の活性化や、事業承継の支援などにより、多様なニーズに応じた創業支援体制の整備・充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 自宅やサテライトオフィス等、時間や場所を有効に活用できるテレワークの導入促進に向け、利活用促進セミナー開催等による機運醸成や、テレワーク導入モデルの創出と企業への普及を推進します。
- ② 企業等において、育児休業、短時間勤務、短時間正社員制度、フレックスタイム制など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- ③ 山口しごとセンターを中心に、未就業の女性やシニアの多様なニーズに応じた就業機会を創出するとともに、企業に対して働きやすい職場環境整備等の支援を一体的に行い、女性・シニアの希望に応じた就業を促進します。
- ④ 子育て・介護等により離職した者や中高年齢者等を雇用する中小企業者等に対し、雇用創出支援資金を融資するなど、雇用の場の確保に努めます。また、これらの者の再就職を促進するため、専門家によるキャリアカウンセリングを実施するとともに、職業能力の開発を進めるための職業訓練の充実や雇用情報の提供などに努めます。（重点項目1再掲）
- ⑤ 若年離職者・フリーター等の再就職を支援し、職業的自立を促進するため、山口しごとセンターにおいて、キャリアカウンセリングを中心とした相談から情報提供、能力開発、職業紹介までのサービスをワンストップで提供するなど、一人ひとりの適性や能力に応じたきめ細かな支援に取り組みます。
- ⑥ 非正規雇用者の処遇改善に向け、山口労働局等と連携しながら、中小企業労働相談員による事業所訪問などを通じ、関係法令の周知や、有期労働契約から無期労働契約への転換制度や、パートタイム労働者から正社員への転換制度の普及を促進します。
- ⑦ 医療・福祉分野などの有資格者等に対する職業紹介、情報提供等の充実、職場環境の整備について、関係団体等と連携して取り組みます。
- ⑧ 若者や女性の県内建設業への入職・定着の促進を図るため、建設産業の魅力発信や県内建設企業とのマッチングの支援、若手就業者の定着支援に取り組みます。
- ⑨ 創業と事業承継の一体的支援体制の整備や、創業意欲のある者を対象としたセミナー等の開催、低利融資制度などによる、創業支援策の充実や事業承継の促進に努めます。
- ⑩ 女性創業セミナーの実施や金融支援、「女性創業応援やまぐち株式会社」による支援などにより、女性の創業を促進します。（重点事項1再掲）
- ⑪ 商工会、商工会議所などの商工団体が実施する、創業を希望する女性等を対象としたセミナーへの支援に取り組みます。（重点事項1再掲）
- ⑫ 女性のチャレンジを支援するため、就職、再就職や創業を支援し、保育・介護サービス等のきめ細かな情報提供を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。（重点事項1再掲）

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	就職の機会や職場の中で	24.9%	R1	増加させる	R6
25歳から44歳までの働く女性の割合		75.6%	H29	80%	R4
年間総実労働時間(5人以上事務所)		1,757時間	H30	1,723時間	R6
「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数		68社	R2	120社	R6
「やまぐちイクメン応援企業」登録企業数		323社	R1	540社	R6
育児休業取得率(男性)		4.86%	H29	17%	R6
「やまぐち子育て応援企業」登録企業数		954社	R1	1,000社	R4
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数		645事業者	R1	845事業者	R6
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人		25.9%	R1	増加させる	R6
まちかどネウボラ認定数		74か所	R1	100か所	R6
保育所等利用待機児童数		17人	R2	0人	R6
延長保育実施箇所数		279か所	R1	289か所	R6
病児保育を実施している施設数		35か所	R1	38か所	R6
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合		96.0%	R1	100%	R4
放課後児童クラブ待機児童数		474人	R1	0人	R6
関係支援機関の支援による女性の創業数(再掲)		63件	R1	340件	R6

重点項目3 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域においては、人口減少・少子高齢化の進行、単身世帯の増加や人間関係の希薄化等の様々な変化が生じており、活力ある地域社会をつくっていくためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画することで、新たな視点の導入や多様な人材の活用が図られるよう、男女共同参画の視点に立った地域社会づくりを推進する必要があります。

農山漁村においては、女性は担い手の過半数を占めており、仕事・生活の両面で重要な役割を果たしています。農山漁村女性の経営及び地域活動への参画は進みつつありますが、さらなる農山漁村における男女共同参画の推進に向け、女性が能力を発揮できる環境を整備し、方針決定の場へ参画する女性リーダーや女性経営者・経営参画者を育成する必要があります。

また、災害時には、男女のニーズの違い等への配慮などが重要となることから、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営等を実施する必要があります。

【施策の展開方向】

A 地域活動における男女共同参画の推進

幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境を整備するとともに、地域の課題解決に向けた活動を行う団体や人材の育成・支援を行います。

【具体的施策】

- ① 男性の働き方や暮らし方を見直し、男女の地域活動への参画を促進するとともに、その活動に男女共同参画の視点が反映できるよう啓発活動を進めます。
- ② 地域におけるボランティア活動やNPO活動などの支援を行うとともに、情報提供や相談事業の実施、「ボランティアチャレンジ」等の推進による県民活動の裾野の拡大と参加しやすい環境づくりを促進します。
- ③ 子育て支援、DV対策、地域防災活動等の地域の課題や男女共同参画社会づくりに取り組む女性団体・グループ、NPO等を支援し、団体の活性化を促進するとともに、女性リーダーの養成を支援します。
- ④ 自治会やPTAなど、地域における多様な意思決定の場への女性の参画を促進します。
- ⑤ 地域で活躍する女性や、男女共同参画社会の実現に向け功績のあった男女を称える「女性活躍推進知事表彰」により、身近なロールモデルを示し、女性活躍の推進や活動の活発化等を図ります。（重点事項1一部変更再掲）
- ⑥ 環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を活かすため、環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図っていくとともに、環境保全活動に関する学習機会や交流の場の提供などに取り組みます。

【施策の展開方向】

B 農山漁村における男女共同参画の推進

持続可能な豊かで活力ある農山漁村の実現のため、主要な担い手である女性が、役割や働きに見合う適正な評価を受け、能力を十分に発揮することができるよう、研修機会の提供や就業環境の整備に取り組み、農林漁業経営等への女性の参画を促進するとともに、地域や組織において提言し、課題解決に向けた活動を実践できる女性リーダーの育成・支援を行います。

【具体的施策】

- ① 農山漁村女性が、意識を「行動」や「かたち」にして、更なる能力発揮を進めるため、農山漁村における男女共同参画の推進に向けた啓発活動を行うとともに、学習や情報交換の場づくり、先進的な取組等に関する情報提供、「農山漁村女性活躍支援センター」による専門家派遣等を行うことにより、意欲ある女性の能力開発や女性リーダーのネットワーク化を支援し、農林漁業団体、農業委員など、組織・団体での方針決定の場への参画促進を図ります。
- ② 女性が経営に参画し、魅力ある農林水産業をつくることのできるよう、生産技術や経営能力の向上を図る研修機会をつくるとともに、家族経営協定の活用など仕事と生活の調和のとれた働きやすい環境づくりを推進し、地域農林水産業をリードする中核経営体や農山漁村女性起業活動等における女性の活躍を支援します。
- ③ 次世代の女性が働きたくなる農林漁業の実現を目指し、女性農林漁業者のロールモデルとなる経営参画者（やまぐち農林漁業ステキ女子）を育成し、その活躍する姿を広く社会へ発信するとともに、農林漁業の働き方改革や女性の取組を応援する体制づくりを促進します。
- ④ 持続可能な農林水産業・農山漁村に向けて、女性が能力を発揮して地域の課題について話し合い、生産や暮らしの技術伝承や、地域内外の多様な人・組織とつながり暮らし続けるためのしくみづくりなど、地域の課題解決につながる取組を支援します。また、農家・漁村生活改善士など地域や組織において提言し、課題解決に向けた活動を実践することのできる女性リーダーの育成に努めます。

【施策の展開方向】

C 防災における男女共同参画の推進

平常時の備え、避難所など様々な場面において、男女共同参画の視点からの取組が進むよう、防災分野における女性の参画を促すとともに、男女のニーズの違いや女性視点の重要性などの周知啓発を行います。

【具体的施策】

- ① 防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画に取り組むとともに、市町や住民に対し、男女共同参画の視点からの防災対策について周知・啓発を行います。

- ② 地域防災力の向上のため、自主防災組織の育成等に取り組むとともに、女性の参画の促進に努めます。
- ③ 地域における消防防災活動の中核を担う消防団について、女性消防団員の入団を推進します。
- ④ 「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」に基づき、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した避難所運営を促進します。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	地域活動の中で	40.1%	R1	増加させる	R6
自治会長に占める女性の割合		8.7%	R1	10%	R6
女性役員がいる集落営農法人割合		25.4%	R1	35%	R4
経営体において経営参画した女性数		274人	R1	285人	R6
農山漁村の女性リーダー数		192人	R1	200人	R4
消防団員に占める女性割合		5.2%	R1	増加させる	R7

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識などにとらわれずに、主体的で多様な選択による、自分らしい生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいくことが必要です。

意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は改善の傾向にあるものの、男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治経済活動」、「職場」、「家庭」などさまざまな場面で「男性優遇」と感じている人が多くいます。

男女共同参画社会を実現していく上で、私たちの意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や人権尊重を基盤とした男女平等感の形成などが大きな課題となっており、子どもをはじめ様々な世代で、男女共同参画への理解を深め、意識改革を進めることが重要です。

また、LGBTなどの性的少数者は、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれており、人権尊重の観点からの取組が必要です。

男女がともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、男性の家庭への参画を促す取組や、社会全体の理解の醸成や意識改革に向けた取組を推進します。

【施策の展開方向】

A 県民意識の醸成に向けた取組の推進

男女共同参画の必要性について、県民一人ひとりが認識し、理解できるよう、きめ細やかで分かりやすい意識啓発や広報活動を推進します。

【具体的施策】

- ① 本県が目指す男女共同参画社会の将来像やその意義を示した普及啓発資料を作成し、啓発活動を進めます。
- ② 男女共同参画推進月間（10月）を中心に、講演会・講座等の開催や多様な広報媒体の活用による普及啓発に取り組みます。
- ③ 男女共同参画に関する県民意識の醸成に向け、幅広い層への普及啓発を県民活動団体等と連携して実施します。
- ④ 男女共同参画を阻害する要因となる慣行や固定的な性別役割分担意識などに関する県民の意識や考え方についての調査を定期的の実施し、その動向を把握します。また、これを県民に広く公表するとともに、施策推進の基礎資料として活用します。

【施策の展開方向】

B 人権を尊重した取組の推進

すべての人が互いの人権を尊重するような教育・啓発を推進するとともに、様々なメディア等による情報発信が人権に配慮し、適切な表現となるよう促します。

【具体的施策】

- ① 県民一人ひとりが、基本的人権の尊重と様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図るため、教育や啓発活動を推進します。
- ② 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている方々に対する県民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を行います。
- ③ 学校において、児童生徒の発達段階に即して、性的指向や性自認に係る児童生徒の不安や悩みを受け止め、きめ細かな対応の実施や教育の推進に努めます。
- ④ メディアに対して、表現の自由を尊重しつつ、固定的な性別役割分担意識を助長する表現、子ども・女性への暴力や性を商品化する表現を自粛するよう、自主的取組を促します。
- ⑤ 県の刊行物等の作成において、男女共同参画の視点から適切な表現となるようよう配慮します。

【施策の展開方向】

C 男性の男女共同参画の推進

男性の固定的な性別役割分担意識の改革を図り、男性が家事・育児や介護、地域活動への参画を促進するため意識啓発を進めます。

【具体的施策】

- ① 男性の働き方や暮らし方を見直し、家庭生活・地域活動への参画を促進するため、男性の固定的な性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動を進めます。
- ② 男性が主体的に家事・育児へ参画することに対する社会全体の理解の醸成や意識改革のため、新婚夫婦や企業の若手社員への「家事から始まる男女共同参画手帳」の配布や男性の家事参画を促す講座の開催などにより男性の家事・育児参画に向けた啓発等を推進します。
- ③ やまぐちイクメン応援表彰等によるイクメンの普及啓発の実施、また、イベント等での「妊婦体験ジャケット」等の活用や「お父さんの育児手帳」等により、男性の家事・育児参画に向けた理解促進を図ることで、「やまぐちイクメン維新」を推進します。
- ④ 父親の家庭教育への参加を促進し、県青少年育成県民会議と連携し、家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日」運動を推進します。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
「男女共同参画社会」という用語の周知度		66.0%	R1	増加させる	R6
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	社会全体として	17.9%	R1	増加させる	R6
	家庭生活の中で	35.3%	R1	増加させる	R6
	社会通念・慣習・しきたりなどで	14.2%	R1	増加させる	R6
	法律や制度の面で	34.1%	R1	増加させる	R6
固定的な性別役割分担意識の改革 [「男は仕事、女は家庭」という考えを肯定する者の割合]		35.5%	R1	減少させる	R6
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間		103分	H28	増加させる	R6
「おやじの会」活動団体数		214団体	R1	250団体	R7

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識の改革や人権尊重を基本とした男女平等意識の形成を推進するために、様々な機会を通じ、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を充実させていく必要があります。

子どもたちの発達段階に応じた人権の尊重、男女平等感の育成等を図るため、教職員などが男女共同参画の理念を理解し、学校教育において男女共同参画を推進できるよう、研修などを行います。また、性別による固定的な職業観や進学観にとらわれず、進路選択できるようキャリア教育を推進します。

男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」など国際社会における様々な取組と密接に関係していることから、2015（平成 27）年 9 月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）等の新たな国際的な潮流も踏まえる必要があります。

特に、日本は、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数」によると、国際比較において男女格差が大きいとされ、国際交流や国際協力を通じて世界の動向を把握し、本県における男女共同参画の推進に活かす必要があります。

男女共同参画の視点に立って、国際交流・国際協力を促進し、国際感覚を備えた人材の育成や外国人と県民との交流により、国籍や民族を超えて相互に理解し合えるよう、交流活動への協力・支援を行うことが必要です。

【施策の展開方向】

A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進

家庭、学校、職場、地域社会において、行政、関係団体が連携し、生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を推進します。

【具体的施策】

- ① 家庭、学校、職場、地域社会において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、教育や学習の充実に努めます。
- ② 高等学校におけるライフデザイン教材の活用、外部講師を派遣した授業の実施や中学校や高等学校内に、乳幼児親子が集う「学校内子育てひろば」の開設を支援し、乳幼児親子と触れ合う機会を通じ、男女が協力して家事・育児を行う大切さについて意識啓発を図ります。
- ③ 教職員を対象とした研修の実施により、男女共同参画の理念の理解促進や、男女共同参画意識の向上に努めます。
- ④ 子どもたち一人ひとりが自らの生き方を考え、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を実施するとともに、進路指導に当たっては、児童生徒が性差や固定的な性別役割分担意識に捉われず主体的に多様な選択ができるよう配慮した指導を行います。

【施策の展開方向】

B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

県民の国際理解を促進し、男女共同参画の推進に関する国際感覚を備えた人材を育成するとともに、国際交流や国際協力を行う団体を支援します。

【具体的施策】

- ① 国際教育や語学教育等を通じて、県民の国際理解の促進に努めるとともに、国際感覚を備えた人材を育成します。
- ② 外国人と県民が交流を行い相互に理解し合えるように、国際交流活動を行うボランティアの育成や国際交流団体の活動へ支援を行います。
- ③ 国際交流や国際協力活動を活発に展開するため、市町、民間等との連携を密にし、国際関連情報の提供、県民の意識啓発、国際理解の促進に努めます。
- ④ やまぐち外国人総合相談センターにおいて、生活、雇用、出産・子育て・子どもの教育等について、外国人住民等への情報提供や相談、支援を行います。
- ⑤ 「女子差別撤廃条約」、「北京宣言及び行動綱領」、持続可能な開発目標（SDGs）など、男女共同参画にかかわりのある国際規範・基準等の周知・浸透を図るため、普及啓発の充実に努めます。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	学校教育の場で	57.5%	R1	増加させる	R6
学校内子育てひろばの設置校数		66校	R1	75校	R6
青少年国際交流事業参加者数(累計)		883人	R1	969人	R6

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目6 男女間における暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場等における各種ハラスメント等の暴力は、その被害者の多くが女性であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

DVについては、配偶者暴力相談支援センターである県男女共同参画相談センター、警察、市町、関係機関・団体等が連携して、相談体制の整備・充実や被害者の保護、自立支援などに取り組んでいるところです。

また、2017（平成29）年1月、山口県性暴力相談ダイヤル「あさがお」を県男女共同参画相談センターに開設し、24時間365日体制で性暴力被害者への支援を行っています。

DV及び性暴力被害の相談件数は増加傾向にあり、令和元年度に山口県が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、DVは約4人に1人が、性暴力^{*}は女性の約4人に1人が被害経験があると回答しており、各々そのうち約6割が被害をどこ（だれ）にも相談していません。

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない気運の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぐ必要があります。

また、交際相手からの暴力（デートDV）や近年SNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを経由した暴力などが問題となっていることから、若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

※ 性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為

【施策の展開方向】

A 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり

暴力のない社会づくりのため、暴力を許さない意識を醸成する教育及び啓発活動を推進します。

【具体的施策】

- ① 人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない県民意識を醸成するため、教育や啓発活動を進めます。
- ② 若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供し、学校や関係機関と連携しながら予防・啓発活動を推進します。
- ③ インターネットに潜む危険について伝え、コミュニティサイトやSNS等を通じた暴力被害の当事者にならないための啓発や児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を行います。
- ④ 子ども・女性に対する暴力や性の商品化に対応するため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ法）」、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の周知や「山口県青少年健全育成条例」に基づき、青少年の健全育成に努めます。

【施策の展開方向】

B DV対策の推進

相談体制の充実や市町、関係機関・団体との連携を図り、被害者の保護・自立支援に向けた取組を推進します。

【具体的施策】

- ① 県男女共同参画相談センターを中核として、住民に身近な市町、関係機関・団体と連携し、地域における見守りから相談、保護、自立支援に至る各段階にわたり、被害者の状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行います。
- ② DV被害者が一人で悩まず気軽に相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」の周知に努めます。
- ③ 相談職員の専門性の向上や二次的被害を防止するための研修を実施するなど、相談体制の整備・充実に向けた取組を進めます。
- ④ 被害者や同伴家族の状況に応じ、適切な一時保護ができるよう、保護体制の整備・充実を図ります。
- ⑤ 市町や児童相談所と連携・協力し、被害者とその子どもの保護や面前DVがある家庭の子どもの心のケアの充実に努めます。
- ⑥ 被害者が地域において安心して生活することができるよう、被害者の状況やニーズに応じた適切な自立支援に取り組みます。
- ⑦ 刑事事件として立件できる場合は、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。
- ⑧ 交際相手からの暴力に関しても、暴力の根絶に向けた啓発活動に努めるとともに、相談等の被害者への支援に取り組みます。
- ⑨ 本県のDVの現状や県民のDVに関する認識等について調査を定期的を実施し、広く情報提供を行うとともに、加害者の更生のための指導方法について、国における調査研究の把握、民間団体等における取組状況等の情報収集を行います。

C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援

性犯罪や性暴力の未然防止に向けた取組を推進するとともに、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援を実施することにより、被害者の心身の負担軽減と健康の回復を図ります。

【具体的施策】

- ① 性暴力相談に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置し、24時間365日の運用体制で、性暴力被害者を支援します。
- ② 性暴力被害者に対し、関係機関と連携し、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。
- ③ 性暴力被害者が迷わず相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知に努めます。

- ④ 相談支援員及び関係機関の職員に対し、専門性の向上や二次的被害を防止するための研修を実施し、支援体制の強化、支援の質の向上に努めます。
- ⑤ 性犯罪被害相談電話につながる全国共通短縮番号「#8103（ハートさん）」の広報や事情聴取等への女性警察官の配置を行うとともに、被害者の心の傷の回復を支援するため、心理カウンセラーによるカウンセリングを行います。
- ⑥ 学校と連携し、児童生徒・教員への啓発や相談窓口の周知を通じ、子どもや若年層の相談支援につなげます。
- ⑦ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童に対するアフターケアなどの児童虐待防止対策を総合的に推進します。

D ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進

ストーカー行為の未然防止のため、啓発活動や取締りの強化、被害者の支援を行うとともに、学校、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のための啓発や相談体制の充実に努めます。

【具体的施策】

- ① ストーカー行為の未然防止に向け、啓発活動や取締りの強化を進めるとともに、山口県被害者支援連絡協議会等と連携し、被害者支援の充実・強化に努めます。
- ② 学校、職場等のあらゆる場における各種ハラスメントを防止するため、山口労働局等の関係機関・団体と連携しながら、関係法令の啓発活動や相談体制の充実に努めます。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
DVと認識される行為 [どんな場合でも暴力にあたる と思う人の割合]	平手で打つ	67.4%	R1	増加させる	R6
	なぐるふりをして、おどす	55.5%	R1	増加させる	R6
	いやがっているのに性的な行為を強要する	81.3%	R1	増加させる	R6
県男女共同参画相談センターの認知度		25.1%	R1	増加させる	R6
DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合		60.8%	R1	減少させる	R6

重点項目 7 生涯を通じた男女の健康の支援

【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提です。

女性は、妊娠、出産だけでなく、更年期障害や特有の疾病等があるため、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて留意し、思春期、妊娠・出産期、更年期など人生の各段階に応じた健康の保持増進対策が必要です。

若年層の望まない妊娠や性感染症の予防などのため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利の尊重）」の視点に立って、男女がともに性に関する知識を持ち、自ら判断できる能力を養うことが重要です。

また、男女が人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の保持増進を推進し、女性が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や支援の充実を図る必要があります。

さらに、飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用など、心身の健康をおびやかす問題について、広報や啓発を行い、健康被害に関する正しい理解を得るよう努める必要があります。

【施策の展開方向】

A 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

各ライフステージの健康課題に応じ、健康保持増進に向けた取組を行政、家庭、学校、職場、地域社会で推進します。

【具体的施策】

- ① 「やまぐち健幸アプリ」等による県民に対する健康行動の促進や、「やまぐち健康経営企業認定制度」等による企業における従業員の健康増進の取組の促進など、企業・行政・関係団体等が連携した取組を推進します。
- ② 「家庭の元気応援キャンペーン」などを通じ、学校、家庭、社会が一体となり、早寝早起きや朝食摂取など、子どもの生活習慣の形成に取り組みます。
- ③ 望ましい食習慣の定着に向けて、学校、家庭、地域が連携した組織的・計画的な食育の推進を図ります。
- ④ 思春期特有の悩み等に関する相談窓口として、「思春期ほっとダイヤル」や「女性健康支援センター」による妊娠や心身の健康相談・支援の充実に努めます。
- ⑤ 次世代を健やかに産み育てる基礎となる思春期の保健対策を推進し、関係部局が連携して学校、家庭、地域における性に関する教育等を含む健康教育を促進します。
- ⑥ 女性特有の乳がんや子宮頸がんについて、早期発見・早期治療の必要性について普及啓発するとともに、市町や保険者、関係団体等との連携強化によるがん検診の受診率向上対策を推進します。
- ⑦ 口腔保健支援センターにおいて、市町や関係機関等と連携し、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを推進します。

B 妊娠・出産等に関する健康支援

女性が安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するとともに、母子保健対策の充実、また、妊娠・出産の希望を叶えるため不妊治療への支援の充実や周産期医療の充実を図ります。

【具体的施策】

- ① 「子育て世代包括支援センター」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する取組「やまぐち版ネウボラ」の推進や「子ども家庭総合支援拠点」において、専門的な相談や訪問等による継続的な支援に取り組みます。（一部重点項目2再掲）
- ② 妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ③ 安心・安全な出産に向け、妊婦自身が健康な母体を維持するための取組を推進するとともに、マタニティマーク等を通じて、妊産婦に優しい環境づくりを推進します。
- ④ 「不妊専門相談センター」等による、不妊等に関する医学的・専門的な相談、不妊による心の悩み等についての相談体制の充実、不妊治療等に関する普及啓発や職場での不妊治療に関する正しい理解の促進を図るとともに、不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ⑤ 高度・専門的な医療を行う「総合周産期母子医療センター」を拠点として、地域周産期母子医療センターや地域の周産期医療施設が、適切な役割分担の下、必要な周産期医療を提供する周産期医療体制の充実を図ります。あわせて、周産期医療を担う医師の養成・確保、定着支援に努めます。

【施策の展開方向】

C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

エイズ等の性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用や飲酒・喫煙等の健康被害対策の強化を図ります。

【具体的施策】

- ① 各種広報媒体により、エイズを含む性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、感染を予防するとともに、感染不安のある者に対する相談対応や検査の充実、感染者・患者に対する医療の充実を図ります。
- ② 薬物乱用の有害性と乱用防止のため、広報・啓発活動や青少年等に対する教育を通じ、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。また、飲酒・喫煙について、その健康被害に関する正確な情報の提供を、特に影響が大きい妊産婦や未成年者などを中心に行うとともに、こころの健康の支援など、地域における相談体制の整備等に取り組みます。

【計画の目標指標】

項 目		現状値		目標値	目標年度
健康寿命[日常生活に制限のない期間の平均]		男性72.18 女性75.18	H28	延伸させる	R4
健康寿命[日常生活動作が自立している期間の平均]		男性79.86 女性84.16	H30	延伸させる	R4
健診実施率（特定健康診査）		44.0%	H29	70%	R5
がん検診受診率	子宮がん検診	35.4%	R1	50%	R6
	乳がん検診	35.4%	R1	50%	R6
「子ども家庭総合支援拠点」設置市町数		11市	R1	19市町	R6
妊娠中の喫煙	喫煙率	2.3%	H30	0%	R6

重点項目 8 みんなが安心して暮らせる社会づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進めることが重要です。

単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族形態の変化、非正規労働者の増加等の雇用環境の変化、新型コロナウイルスによる感染症の拡大などにより、ひとり親家庭、高齢者、障害者等は、貧困など生活上の困難を抱えやすくなっています。

ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合が高く、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもへの生活面での支援や教育の支援等が必要です。

また、本県は全国に比べて高齢化が早く進行しており、生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、健康で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者の多様な社会参画に向けた取組を一層進めることが重要です。

年齢や障害、性別にかかわらず、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、県民一人ひとりがいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、生活や就業について支援する必要があります。

【施策の展開方向】

A ひとり親家庭等に対する支援

子どもの養育や健康面の不安又は経済的な問題を抱えるひとり親家庭等に対して、相談体制の充実や生活、経済的自立に向けた支援を行います。

【具体的施策】

- ① 母子・父子自立支援員の配置をはじめ、身近なところでひとり親家庭に対する様々な相談や支援策を情報提供できる体制づくりを進めます。
- ② ひとり親家庭に対し、児童の養育や健康づくりなどに関する生活支援講習会等の開催による子育て支援や、家庭生活支援員の派遣等による家事、介護、育児サービス等の支援に取り組みます。
- ③ ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得を促し、学習の支援、食事の提供を行う市町を支援します。また、家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうる「子ども食堂」が、県内各地に広がるよう、子ども食堂の開設・運営のサポート体制を整備します。
- ④ ひとり親家庭に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供を行います。あわせて、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金により、資格取得を促進し、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ⑤ ひとり親家庭等の経済的自立に向けた母子父子寡婦福祉資金※貸付制度の利用促進や、ひとり親家庭の父、母及び児童の医療費の自己負担助成などにより、ひとり親家庭への経済的な支援を行います。

【施策の展開方向】

B 高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備

高齢者が、豊かな知識や経験、技能等を活かし、積極的に社会に参加するよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

医療や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

【具体的施策】

- ① 高齢者が、自らの意欲や知識・経験に応じて、男女が共に活躍できるよう、ボランティア・NPO活動や趣味、スポーツなど、多様な社会参加を促進します。
- ② 高齢者がその意欲と能力に応じて健康で働き続けることができるよう、働きやすい職場環境づくりや、多様な就業機会の確保を進めます。
- ③ 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療・介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。
- ④ 「認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会」を実現するため、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。
- ⑤ 中長期的な視点に立って、質の高い福祉・介護人材を安定的に養成・確保するとともに、資質の向上や働きやすい環境づくりを推進します。

【施策の展開方向】

C 障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備

障害福祉サービス等の充実や、障害のある人の社会参加、障害に関する理解の促進や啓発を進め、誰もが安心して、自分らしく暮らしていける共生社会の実現に向けた取組を進めます。

【具体的施策】

- ① 障害のある人が、希望する地域で自分らしく暮らせるよう、相談支援体制の整備や生活支援サービス等の充実を図ります。
- ② 障害のある人が地域社会で自立して生活し、生活の質を向上するため、就労支援や雇用の促進、療育・教育の充実、障害者スポーツ・文化芸術の振興を図ります。
- ③ 障害のある人への理解の促進等により、心理的、物理的な様々な社会的障壁を取り除き、住みよい地域づくりを進めます。

【計画の目標指標】

項 目	現状値		目標値	目標年度
生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数	12市町	R1	増加させる	R6
「子ども食堂」箇所数	63か所	R1	100か所	R6
65歳から69歳までの働く男女の割合	45.4%	H27	55%	R4
住民が主体的に介護予防に資する活動を行う「通いの場」の数	1,723か所	R1	1,990か所	R6
日常生活支援の担い手となる「活動推進リーダー」養成数	198人	R1	300人	R6
民間企業における障害者実雇用率	2.59%	R1	3.00%	R4
障害者スポーツ競技団体登録選手数	824人	R1	948人	R5
あいサポート企業・団体認定数	208企業・団体	R1	300企業・団体	R5

第5章 計画の推進

今後、本県の男女共同参画の一層の促進を図るためには、県による率先した取組を行うとともに、市町、事業所・団体等が自主的に取り組む男女共同参画の実践活動の推進と、取組における連携・強化が非常に重要です。

このため、市町主管課長会議や県男女共同参画推進連携会議等を通じて、さらなる連携の強化を図っていくことが必要です。

また、県においては「山口県男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課・室が一体となって男女共同参画に向けた取組を推進していくことが重要です。

1 推進体制の整備・機能強化

- 男女共同参画に関する重要事項の調査・審議、施策等の建議などを行う「山口県男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画社会の形成が進むよう、努めます。
- 県における男女共同参画に関する横断組織である「山口県男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課・室との連携の下、男女共同参画関連施策の総合的、効果的な推進を図ります。
- 社会の各分野の団体で構成する「山口県男女共同参画推進連携会議」や「やまぐち女性の活躍推進チーム」と連携を図るとともに、男女共同参画社会の推進に向け、幅広い取組を支援・推進していきます。

2 男女共同参画の計画的な推進

- 山口県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の形成の状況や施策の推進状況等について、年次報告として県民に広く情報提供を行い、施策の立案と進捗管理を行います。
- 男女共同参画に関する県民意識や事業所の雇用管理等に関する調査を実施し、男女共同参画を取り巻く状況や実態の把握及び情報提供を行います。
- 男女共同参画相談センターを拠点として、電話・面接相談や弁護士等による専門相談を実施するほか、相談窓口職員研修会の開催等により、相談体制の整備・充実に取り組めます。
- 男女共同参画推進月間（10月）を中心に、ポスター・チラシ等の掲示・配布やインフォメーションプラザでの資料展示など、多様な媒体による広報を行うなど、効果的な普及啓発に取り組めます。

3 国、市町、事業者、関係団体等との連携強化・協働

- 国、市町、事業者、関係団体等と男女共同参画の推進に関する情報共有や意見の交換を行い、連携して施策を実施します。また、国に対して必要な施策や財政措置の充実等を働きかけます。
- 市町男女共同参画担当主管課（室）長会議等、会議、研修会等を開催し、市町に対し、男女共同参画の推進に向けた必要な情報の提供や、意見の交換を行うとともに、市町の主体的な取組を支援します。

- 県民活動団体と協働し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行うとともに、（公財）山口きらめき財団と連携し、男女共同参画を推進する団体等の自主的な活動への支援に取り組みます。
- 男女共同参画や女性労働者の活躍推進に積極的に取り組む事業者・団体等を認証、登録する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」及び「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」を推進し、その取組内容等をホームページや事例集により幅広く紹介し、取組を支援します。

4 拠点機能の整備

- 情報の収集・発信や学習、交流等、様々な機能の県レベルでの総合化に努めるとともに、市町や民間団体を核とした各地域における拠点機能の整備やネットワークの形成を積極的に支援します。

第5次男女共同参画基本計画の目標指標一覧

項目		現状値	目標値	目標年度	所管課(室)
基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり					
重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大					
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	政治経済活動の中で	15.9%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	30.2%	H30	40%	R5 男女共同参画課
	事業所の部長相当職に占める女性の割合	13.0%	H30	15%	R5 男女共同参画課
	事業所の課長相当職に占める女性の割合	17.1%	H30	20%	R5 男女共同参画課
	「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録事業者数	125事業者	R1	220事業者	R6 男女共同参画課
	「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数(再掲)	645事業者	R1	845事業者	R6 男女共同参画課
	県職員の課長級以上に占める女性職員の割合	11.5%	R2	14%	R4 人事課
	県の審議会等委員の女性割合	46.5%	R2	現状の水準を維持	R7 人事課 男女共同参画課
	市町の審議会等委員への女性割合	29.2%	R2	30%	R7 男女共同参画課
	関係支援機関の支援による女性の創業数	63件	R1	340件	R6 経営金融課
重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和					
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	就職の機会や職場の中で	24.9%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課 関係各課
	25歳から44歳までの働く女性の割合	75.6%	H29	80%	R4 労働政策課
	年間総実労働時間(5人以上事務所)	1,757時間	H30	1,723時間	R6 労働政策課
	「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数	68社	R2	120社	R6 労働政策課
	「やまぐちイクメン応援企業」登録企業数	323社	R1	540社	R6 労働政策課
	育児休業取得率(男性)	4.86%	H29	17%	R6 労働政策課
	「やまぐち子育て応援企業」登録企業数	954社	R1	1,000社	R4 労働政策課
	「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数	645事業者	R1	845事業者	R6 男女共同参画課
	家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人	25.9%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	まちかどネウボラ認定数	74か所	R1	100か所	R6 こども政策課
	保育所等利用待機児童数	17人	R2	0人	R6 こども政策課
	延長保育実施箇所数	279か所	R1	289か所	R6 こども政策課
	病児保育を実施している施設数	35か所	R1	38か所	R6 こども政策課
	子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	96.0%	R1	100%	R4 学事文書課
	放課後児童クラブ待機児童数	474人	R1	0人	R6 こども政策課
	関係支援機関の支援による女性の創業数(再掲)	63件	R1	340件	R6 経営金融課
重点項目3 地域における男女共同参画の推進					
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	地域活動の中で	40.1%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	自治会長に占める女性の割合	8.7%	R1	10%	R6 男女共同参画課
	女性役員がいる集落営農法人割合	25.4%	R1	35%	R4 農林水産政策課
	経営体において経営参画した女性数	274人	R1	285人	R6 農林水産政策課
	農山漁村の女性リーダー数	192人	R1	200人	R4 農林水産政策課
	消防団員に占める女性割合	5.2%	R1	増加させる	R7 消防保安課

項目		現状値	目標値	目標年度	所管課(室)
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革					
重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革					
「男女共同参画社会」という用語の周知度		66.0%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	社会全体として	17.9%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	家庭生活の中で	35.3%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	社会通念・慣習・しきたりなどで	14.2%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	法律や制度の面で	34.1%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
固定的な性別役割分担意識の改革 [「男は仕事、女は家庭」という考えを肯定する者の割合]		35.5%	R1	減少させる	R6 男女共同参画課
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間		103分	H28	増加させる	R6 こども政策課 男女共同参画課
「おやじの会」活動団体数		214団体	R1	250団体	R7 地域連携教育推進室
重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進					
男女の地位の平等感 [平等と感じる人の割合]	学校教育の場で	57.5%	R1	増加させる	R6 教育庁各課 男女共同参画課
学校内子育てひろばの設置校数		66校	R1	75校	R6 こども政策課
青少年国際交流事業参加者数(累計)		883人	R1	969人	R6 国際課
重点項目6 男女間における暴力の根絶					
DVと認識される行為 [どんな場合でも暴力にあ たると思う人の割合]	平手で打つ	67.4%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	なぐるふりをして、おど す	55.5%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	いやがっているのに性的な行為 を強要する	81.3%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
県男女共同参画相談センターの認知度		25.1%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
DV被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合		60.8%	R1	減少させる	R6 男女共同参画課
基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり					
重点項目7 生涯を通じた男女の健康の支援					
健康寿命[日常生活に制限のない期間の平均]		男性72.18 女性75.18	H28	延伸させる	R4 健康増進課
健康寿命[日常生活動作が自立している期間の平均]		男性79.86 女性84.16	H30	延伸させる	R4 健康増進課
健診実施率(特定健康診査)		44.0%	H29	70%	R5 健康増進課
がん検診受診率	子宮がん検診	35.4%	R1	50%	R6 医療政策課
	乳がん検診	35.4%	R1	50%	R6 医療政策課
「子ども家庭総合支援拠点」設置市町数		11市	R1	19市町	R6 こども家庭課
妊娠中の喫煙		喫煙率	2.3%	H30	0% R6 こども政策課
重点項目8 みんなが安心して暮らせる社会づくり					
生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数		12市町	R1	増加させる	R6 こども家庭課
「子ども食堂」箇所数		63か所	R1	100か所	R6 こども家庭課
65歳から69歳までの働く男女の割合		45.4%	H27	55%	R4 労働政策課
住民が主体的に介護予防に資する活動を行う「通いの場」の数		1,723か所	R1	1,990か所	R6 長寿社会課
日常生活支援の担い手となる「活動推進リーダー」養成数		198人	R1	300人	R6 長寿社会課
民間企業における障害者実雇用率		2.59%	R1	3.00%	R4 障害者支援課 労働政策課
障害者スポーツ競技団体登録選手数		824人	R1	948人	R5 障害者支援課
あいサポート企業・団体認定数		208企業・団体	R1	300企業・団体	R5 障害者支援課